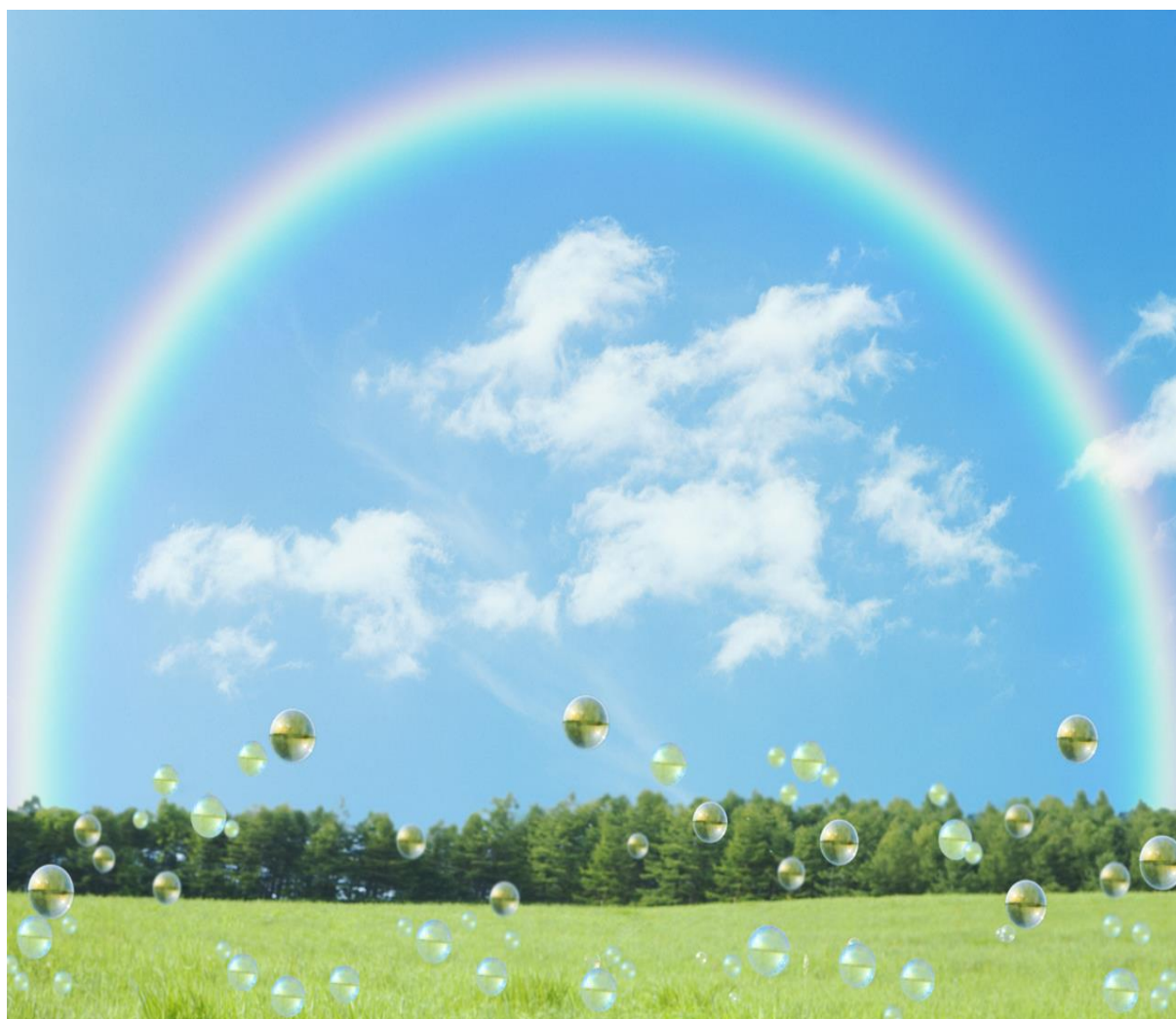


第六次 地域福祉活動計画

誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした
つながりのある福祉のまちづくり

計画期間:2019年度～2023年度(5年間)

-地域共生社会-



はじめに



平成の時代を締めくくり新たな時代を迎える平成 31 年度は、館林市社会福祉協議会においても新たな門出を迎える年でもあります。館林市の推進する第三次地域福祉計画の推進に应运え、第六次の地域福祉活動計画を推進する初年度を迎えるからであります。

本会では、この活動計画を策定・推進するにあたり支部の皆さまに三つの提案をいたしました。その一つは、地域の福祉課題を相談する窓口や連携の中核となる小地域ネットワーク「我がことネット」の整備であります。二つ目は、課題解決に必要な協力者や支援者を網羅するマンパワーリスト「丸ごとリスト」の作成であります。そして、三つ目は、孤立や引きこもりを解消し交流を促進し絆を深める集会行事など「共生広場の開設」であります。

来るべき 2025 年には、団塊の世代の人が 75 歳以上の後期高齢者となり、医療や介護の在り方が変わり、日常の生活に支援を必要とする人々が急増することになります。

施設での介護から在宅での介護、在宅での介護から支え合いによる地域での介護へと、介護システムを例にとっても地域社会の変容を伺うことができます。この第六次地域福祉活動計画は、市の策定した「第三次 館林市地域福祉計画」の実現を目指し、障がい者の支援や子育て支援、貧困の問題や家庭内暴力など、社会に内在する新旧の福祉課題を解決するための仕組みづくりを整備し、市民活動として推進するための計画と言えます。社協では、これら活動計画を国の提唱する福祉によるまちづくり「地域共生社会」へのアプローチと考え住民の一人ひとりが地域の課題を「他人ごと」として見過ごすことなく「我がこと」として捉え、地域の持てる智慧と力を出し合い「丸ごと」解決して行こうとする社会づくりに焦点化しました。

地域福祉を取り巻く環境は、依然として新旧織り交ぜた課題が山積しておりますが、2019 年から計画年度 5 カ年間で胎動の期間として、引き続き関係機関や団体と連携し、地域との懸け橋となるよう努めてまいりますので、よろしくご理解ご支援のほどお願い申し上げます。

結びにあたり、この計画策定のご協力くださいました社協支部の支部長をはじめ役員の方々と、そして計画づくりに参画された多くの皆さまと、計画の取りまとめにご尽力いただきました本会「企画委員会」の皆さまに深く感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

社会福祉法人 館林市社会福祉協議会
会長 三 田 正 信

目次

I 総論

第1章 第六次 地域福祉活動計画策定にあたり

- 1. 地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 地域福祉の動向と背景・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 地域福祉活動計画とは・・・・・・・・・・・・ 4
- 4. 地域福祉活動計画の役割と計画の位置づけ・・・・・ 5
- 5. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 6. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 館林市の現状

- 1. 人口の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 第五次 地域福祉活動計画の取り組みと評価

- 1. 第五次 地域福祉活動計画の取り組み・・・・・・・・ 1 1
- 2. 第五次 地域福祉活動計画の評価・・・・・・・・ 1 1

II 基本構想

第4章 地域福祉の未来像

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
- 2. 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7

III 基本計画

第5章 基本計画

- 1. 相談窓口と調整・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8
 - (1) ふれあい・支え合いの地域づくり
- 2. 協力者・支援者（マンパワーリスト）・・・・・・・・ 2 8
 - (2) 地域福祉を担う人づくり
- 3. 集会・行事・活動の場（場の提供）・・・・・・・・ 2 9
 - (3) 地域福祉を推進するしくみづくり
 - (4) 安全・安心して生活できる環境づくり
- 組織の整備・強化について・・・・・・・・ 3 1

IV 活動計画

第6章 活動計画

- 1. 現状と課題 3 3
- 2. 実施計画 4 3

V 資料編

- 1. 第六次地域福祉活動計画策定の経過 4 9
- 2. 企画委員会規程 5 0
- 3. 企画委員会名簿 5 1
- 4. 第六次地域福祉活動計画に向けての支部の取り組み 5 2
- 5. 事業経歴 7 6

I 総論

第1章 第六次 地域福祉活動計画策定にあたり

1. 地域福祉とは

私たちが住んでいる地域には、一人暮らしのお年寄りや障がいのある人、子育て中の親など、何らかの支えを必要としている人が少なくありません。「地域福祉」とは、そのような支えを必要としている人やその家族も含めて、その地域に生活しているすべての人々が、互いに手をさしのべ助け合い、支え合いながら、安心して充実した生活を送ることができる環境を築いていくことを言います。

「地域福祉」を進めていくためには、在宅での暮らしを支える公的なサービスを充実していくだけでなく、地域に住む人々が、当事者として地域の問題に取り組み、ともに考え、ともに語り、そしてともに協力し合いながら交流活動やボランティア活動を盛んにすることが大切です。

これまでは、福祉と言いますと高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉など対象者ごとに分かれ、それぞれの法律や制度によって、必要なサービスが行政や専門機関を通じて提供されておりました。しかし、これからの地域福祉は、こうした行政や機関による制度のサービスだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切に、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくり、地域づくりやまちづくりへと発展させることが必要です。

この福祉によるまちづくりは、子どもから高齢者・障がいを持つ方も含めて、一人ひとりの住民が生きがいをもって地域や社会に貢献することで、誰もが共に住み慣れ地域の中で尊重され、「我がこと」として参画し、人々と人々が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生社会の実現にあると考えています。

住民一人ひとりの努力（自助）と住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって地域課題を解決する福祉活動への取り組みが必要と考えます。

こらからの地域づくりのための「活動システム」3つの提案

地域で安心して暮らし続けるためには、住民自らが主体的に地域づくりに携わることが重要ですが、複雑化した地域課題に対応するためには、地域住民がそれぞれの持つ力を持ち寄り、ネットワークで解決する仕組みが必要です。

活動システム（社協の提案）

活動のための3つの提案

1. 相談窓口と調整
(ネットワーク)
2. 協力者・支援者
(マンパワーリスト)
3. 集会・行事・活動の場
(場の提供)

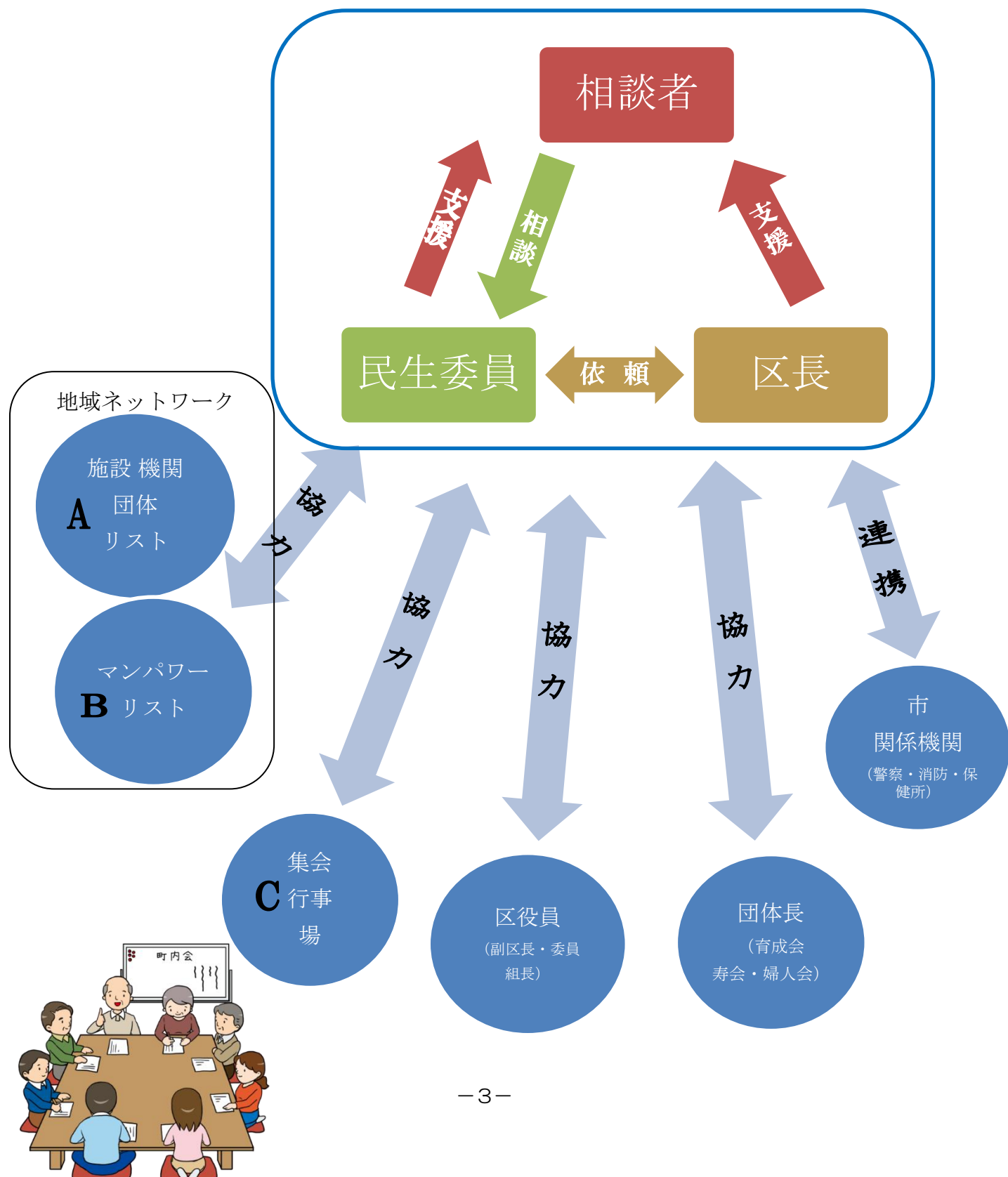


活動システムは、常時作動しな
ければならないものではありませんが、

いつでもどんな時も必要に応じて
作動するものでなくてはなりません。

小地域ネットワーク推進フローチャート

相談窓口と調整機能



2. 地域福祉の動向と背景

少子高齢化、核家族化が急速に進み、さらには個人の価値観が多様化することにより、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まり、住民が共に支え合い、助け合うという社会的なつながりも希薄になってきています。

さらに、成長型社会の時代は終わり、地域における生活環境にも様々な影響を及ぼし、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。また、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

こうした社会状況の背景には、それぞれ異なる個性を持った人々が、その個性を尊重しながら他の人や行政などに過度に依存せず自立した生活を送ることができ、その上で互いに協力して、協働できる地域社会をつくるということが前提となっています。

住民がお互いに助けたり、助けられたりする関係を築いていくことの意義が大きくなっているとともに、新しい時代に対応できる社会システム、福祉システムが求められるようになってきました。

3. 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進を計画的に図るための指針となる計画であり、社会福祉協議会の呼びかけのもと、地域住民の皆さまをはじめ、地域において福祉活動を行う関係者等が相互に協力して策定する行動計画です。

本会の事務事業は、平成26年3月に策定した「第五次 地域福祉活動計画」を基本として実施、展開しております。今後も変化する社会情勢や福祉を取り巻く環境の変化に対応し、さらに地域福祉を推進するため、行政・住民・地域の団体など様々な関係者・関係機関と連携し「第六次 地域福祉活動計画」を策定いたしました。

4. 地域福祉活動計画の役割と計画の位置づけ

□計画の役割

市町村地域福祉計画は、平成12年6月に改正された社会福祉法107条に規定され、各自治体が主体的に策定に取り組む計画とされました。

一方で「地域福祉活動計画」は、法的根拠はないものの、社会保障審議会福祉部会（平成14年1月28日において、市町村地域福祉計画の中の（6）の市町村社会福祉協議会の役割としてまとめられています。

（6）市町村社会福祉協議会の役割

○地域福祉を推進する様々な団体により構成された市町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。

○社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることは当然である。

＜地域福祉推進の目的＞

□社会保障審議会福祉部会報告の概要一部抜粋

「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにする。」

＜地域福祉推進の理念＞

＜地域福祉推進の基本目標＞

（1）住民参加の必要性

（1）生活課題の達成への住民等の積極的参加

（2）共に生きる社会づくり

（2）利用者主体のサービスの実現

（3）男女共同参画

（3）サービスの総合化の確立

（4）福祉文化の創造

（4）生活関連分野との連携

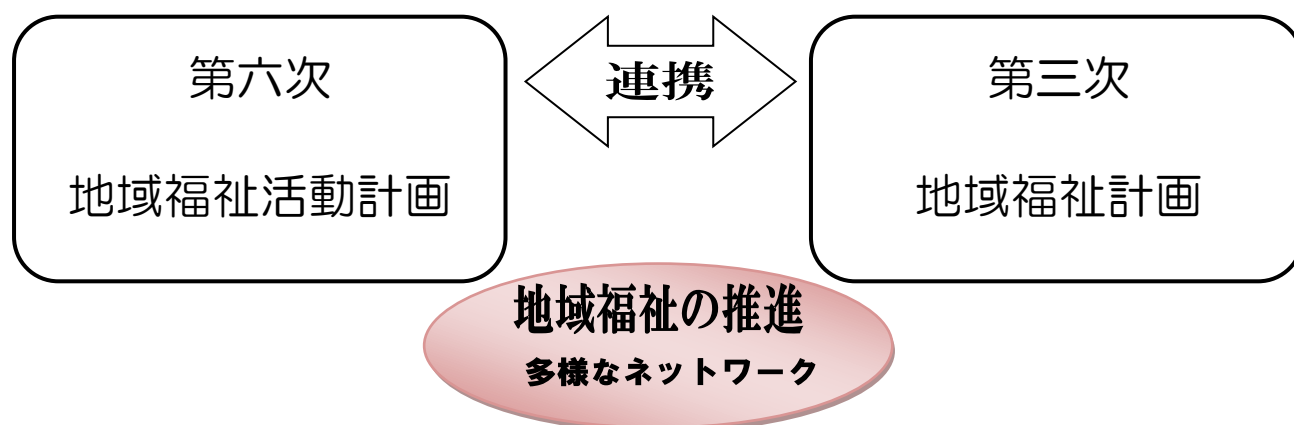
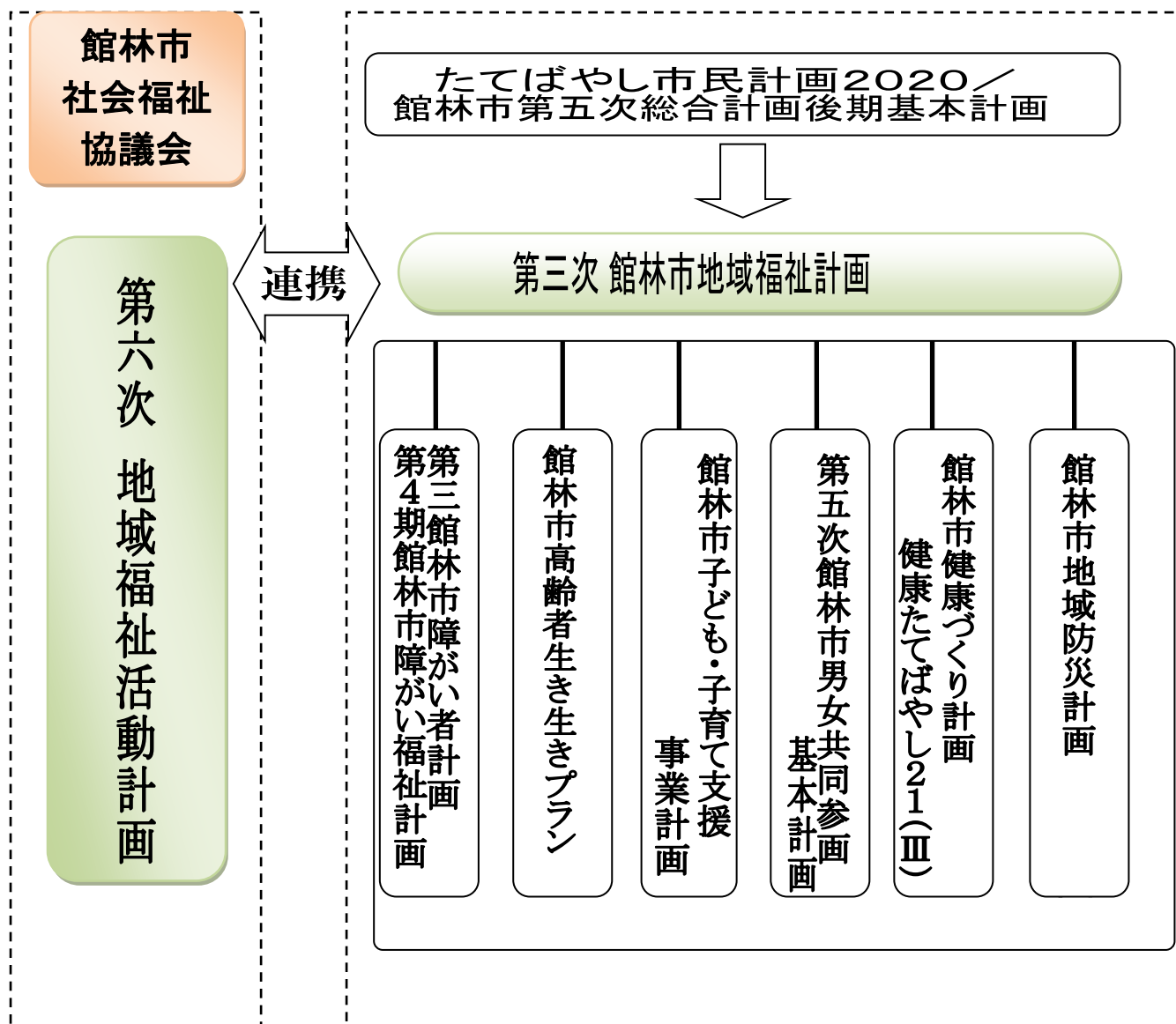
＜市町村地域福祉計画＞

① 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

○目標の提示（ニーズ調査、サービスの点検、緊急性や目標量の設定）

○目標達成のための戦略

□計画の位置づけ



5. 計画の期間

本計画の期間は、2019年度（平成31年度）からの5年間とします。

ただし、期間の途中であっても、社会状況の変化や計画の進捗状況に応じて、必要な見直しを行っていきます。

2019年度

2020年度

2021年度

2022年度

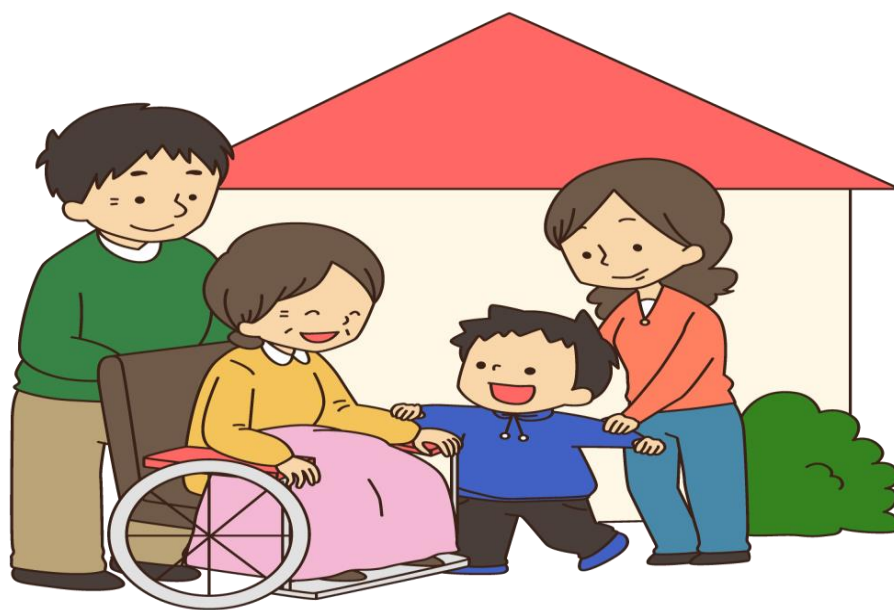
2023年度

館林市社会福祉協議会
第六次 地域福祉活動計画

6. 計画の進行管理

本計画は、5年間にわたる計画であり、地域福祉をめぐる社会状況の変化や福祉関係施策に対する国及び県の方針等に柔軟に対応しつつ、地域の実情を踏まえた現実的、着実な取り組みを進めていきます。

そのため、進行管理として各年度別の計画の実績の進捗状況の把握、事業の評価及び見直しを行うことにより、着実に計画を進めていきます。



第2章 館林市の現状

1. 人口の動向

館林市統計書（平成29年度版）より

（平成29年4月1日現在）

1 人口	
男	38,575
女	38,452
人口	77,027
世帯数	32,582

（外国人含む）

平成25年度以降 住民基本台帳法の改正により外国人も合算

（平成24年7月9日施行）

●地区別世帯数（外国人含む）

地区名	世帯数	人口
館林	7,406	16,730
郷谷	1,738	4,356
大島	853	2,255
赤羽	2,539	6,521
六郷	10,670	24,399
三野谷	1,162	3,102
多々良	6,666	15,792
渡瀬	1,548	3,872
計	32,582	77,027

2 高齢者の状況

●65歳以上高齢者（平成29年4月1日現在）

住民基本台帳人口

男	9,338
女	11,809
計	21,147

●一人暮らし高齢者

(平成29年6月1日現在)

館林市実態調査

男	520
女	1,377
計	1,897

※平成29年度より調査対象年齢が70歳以上に変更

3 障がい者の状況

●療育手帳交付者

563 (平成29年4月1日現在)

・知的重度

175

・中度、軽度

388

●精神障害者保健福祉手帳交付者

447 (平成29年3月31日現在)

・1級

164

・2級

208

・3級

75

●身体障害者（児）手帳交付者

2,392 (平成29年4月1日現在)

・視覚

127

・聴覚、平衡

191

・音声、言語

28

・肢体不自由

1,289

・内部障がい

757

4 子どもの状況

(平成29年4月1日現在)

●年少人口

男	4,957
女	4,586
計	9,543

0～4歳 2,769

5～9歳 3,206

10～14歳 3,568

5 生活保護の状況

(平成28年度内延数)

●保護人員（実員数）	7,381
●扶助別人員	21,069
・生活扶助	6,597
・住宅扶助	6,094
・教育扶助	387
・介護扶助	1,590
・医療扶助（入院）	366
（入院外）	5,875
・出産扶助	1
・葬祭扶助	8
・生業扶助	151



第3章 第五次 地域福祉活動計画の取り組みと評価

1. 第五次 地域福祉活動計画の取り組み

第五次地域福祉活動計画（平成26年3月策定）では、「誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざしたつながりのある福祉のまちづくり」に基づき、地域の全ての人々が、年齢や障がいの有無などに関わりなく、住み慣れた地域で誰もが自立し、安心・安全に暮らすことができるような社会を実現することです。また、安心して次世代を担う子どもを産み・育児をサポートして行く福祉社会を実現しようとする取り組みでもあります。地域福祉の理念の一つには、一人ひとりの尊厳を最大限に尊重し、地域社会の中でその人らしい暮らしができるような社会を築くことも含まれます。

地域福祉の目的を実現するためには、福祉サービスを利用しやすく、充実するだけでなく、地域住民はもとより、社会福祉事業者、区長、民生委員児童委員、関係機関、行政等が連携し、地域における人と人とのつながりを大切にし、地域に根ざした助け合い、支え合う関係が求められます。

2. 第五次 地域福祉活動計画の評価

第四次地域福祉活動計画の評価に基づき、第五次地域福祉活動計画では、相談業務、介護保険事業、また社協支部活動の取り組み、ボランティアセンターの充実や福祉教育の推進を重点的に取り組むこととして、それには、財源確保をし、組織の強化を図りながら推進してまいりました。その評価を第五次地域福祉活動計画の5つの柱別に整理したものです。

① つながる地域づくり

地域の相談窓口として、新たに後見支援センターを開設し、より専門的な相談にも対応し、住民の課題の解決に繋げることができた。また、組織体制を変えることにより、地域包括支援センターと社協本体の連携が密となり、地域へ積極的に出向くことにより地域とのつながりの強化となり、相談業務と一体となった地域の福祉ネットの充実が図られた。

②支え合える人づくり

在宅生活では、介護負担の軽減として給付事業の利用促進、給食事業の孤独感の解消と健康保持が図られた。また、財源確保を図るため介護保険事業のPRにより通所介護の利用者増に繋がり、訪問介護では、積極的な利用調整により収益増に繋がった。新たに、高齢化が進む中、認知症の相談できる場として、認知症カフェの設置ができた。ボランティアセンターでは、ボランティアの育成を進め、地域を住民で支える人づくりに努めた。これらの事業展開を行うため、介護職員が不足する中、職員が一丸となって取り組み経営改善にも大きな成果をあげることができた。

③元気な地域づくり

成年後見制度の利用促進及び今後の法人後見事業を展開する基礎ができ地域の権利擁護体制ができた。また、次世代を担う人材育成としての福祉教育にも取り組み、元気な地域づくりに繋がった。

④地域を支える基盤づくり

今後の地域を支える地域共生社会について支部社協で共通理解ができた。また、住民参加型在宅福祉サービス（ふれあいサービス）やファミリー・サポート・センター及び地域子育て支援センターを充実させることができた。その他、各種団体に助成することにより、生活基盤の強化が図られた。

⑤組織の整備・強化

理事会、評議員会、支部長会議等の開催により、組織の整備・強化が図られた。また、責任と透明性のある法人として地域住民からの理解を得て、法人運営の財源を確保し、経営改善が図られた。その他、各種委員会の充実、指定管理としてサービス向上を目指し効果的運営が図られた。

第5次地域福祉活動計画の事業別評価

(1) つながる地域づくり

事業名		内容	成果	課題	期 日
総合相談の仕組みの整備・強化	◆総合相談事業				
	①法律相談事業	市民が日常生活で直面する法律的諸問題に対し、専門的な立場から適切な助言指導を行う無料の相談。予約制で1日6組・1人15分。	借金や離婚、相続、隣家との境界問題など幅広い困りごとに対して、弁護士が法律的な助言をおこなうことができた。	弁護士の助言により相談者の困りごとが解決したかどうか不明である。	4/1～3/31 ※毎月毎週火曜日 (年間50回)
	②心配ごと相談事業	日常生活上のあらゆる悩みごとや困りごとの相談に無料で応じる相談。人権擁護委員、行政相談員、民生委員児童委員が相談にあたり助言・関係機関の紹介をおこなっている。申込みは先着順。	どこに悩み事を相談してよいかわからない、誰かに自分の悩みを聞いて欲しいなど身近な相談相手がいないかたの悩みごとの解決につなげることができた。	相談者が少ない。	4/1～3/31 ※毎月第1・3日曜日、第2・4火曜日 (年間48回)
	③結婚相談事業	結婚を希望する独身男女が、結婚により健康で幸せな新生活が送れるよう、相談・斡旋・紹介の業務をおこなう。毎月2回(第二・第四日曜日の午後)実施。年1回お見合いパーティーを開催。	本年2月の(バレンタインパーティー)ではカップル7組が成立した。	・女性の登録者が少ない ・結婚、出産を望む独身登録者と50代以降の再婚を希望する登録者とのすみ分けが必要	4/1～3/31 ※毎月第2・4日曜日、偶数月第3日曜日 (年間30回) ※連絡会第3水曜日
	④福祉サービス利用者苦情解決事業	本会が提供する福祉サービスの利用者からの苦情を解決することで、利用者の権利を擁護し、満足感を向上するよう支援していく。	苦情申し出なし。	苦情申し出なし。	年間
	⑤生活福祉資金貸付事業	低所得者、障がい者又は高齢者のかたがたに、資金の貸付と必要な相談援助を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援する。	生活困窮者自立支援事業をおこなう行政と連携を図りながら、貸付希望者に資金を貸し付けることができた。	・滞納世帯の償還金返済がとくに厳しい。 ・合格発表の時期になると修学資金の駆け込み相談が増加する。	年間

事業名		内容	成果	課題	期 日
総合相談・の強化組 地域をつなげる福祉ネットの充実	⑥たてばやし後見支援センター開設	市民の後見制度に関する相談窓口となり、地域で安心して生活できるよう支援する。また、後見制度の普及活動、市民後見人の養成を行う。	後見制度に関する相談窓口が身近にできたこと。	まだまだ後見制度が普及していない事、制度が難しい事により相談が少ない。気楽に相談できる相談窓口にしていく。	平成30年2月1日 開設
	◆福祉ネット				
	①地域包括支援センターの運営	市町村・医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと協力しながら、介護予防や地域の高齢者のさまざまな相談に応じたり、介護予防ケアプランの作成など行なっている。	地域での顔の見える関係づくりに取り組む中、現在では地区の寿会や高齢者教室などから介護予防に関する出前講座の依頼がくるようになり、地域に出向く機会が多くなり、住民の課題解決に繋がった。また、民生委員より他区住民についての情報提供を受けたりと良好な関係を築いている。	一人暮らし高齢者や家族が同居していても高齢者にまったく無関心だったりと家族の形態が変化し、いくつもの問題を重複して抱える困難ケースが増加している。また、高齢化社会により認知症高齢者の更なる増加が予想されています。住み慣れた自宅での生活が継続できるよう支援が必要である。	年間
	②小地域福祉ネットワーク	地域の小さな単位で、見守りの必要な方を地域住民が協力者となり支えるネットワーク。	地域包括ケアシステムの中の一つの支え合いとして位置づけられている。	地域住民による支え合いとして、支部を活用しての展開。	年間
	③ふれあい・いきいきサロン	地域福祉の充実を図るため、地域住民が主体になりふれあいの場を設け、交流活動の支援を目的とする。	新規サロンが自主的に4ヶ所立ち上がった。	サロンの参加者の減少や代表の後継者がいないなど存続が難しいサロンもある。	年間

(2) 支え合える人づくり

事業名		内容	成果	課題	期 日
高齢者・障がい者とも安心できる支え合い	◆給付事業				
	①紙オムツ給付事業	市内に居住しかつ住所を有する要介護者や障がい者等で、在宅で生活するうえで紙おむつ等を必要とする方を対象に紙オムツ等を給付する。配布回数は、介護度4, 5の課税世帯は年3回、その他の課税世帯は年2回。非課税世帯は年5回とする。	市役所の給付回数に合わせ、介護度4, 5の課税世帯の給付回数を3回にした。市役所と基準を合わせる事で、利用者等に明確になり実績管理がしやすくなった。また、在宅支援として、介護負担の軽減となった。	利用者への配布については、民生委員にお願いしているが、配布方法等について検討する必要がある。	6月期 8月期 10月期 12月期 2月期
	②尿漏れパット給付事業	市内に居住しかつ住所を有する要介護者や障がい者等で、在宅で生活するうえで尿漏れパットを必要とする方を対象に尿漏れパットを給付する。配布回数は、介護度4, 5の課税世帯は年3回、その他の課税世帯は年2回。非課税世帯は年5回とする。	非課税世帯を中心に新規の利用者は増加している。高齢化が進む中、在宅支援として、介護負担の軽減となった。		6月期 8月期 10月期 12月期 2月期
	◆給食事業				
	①会食サービス事業	高齢者世帯、または日中高齢者のみになってしまう世帯を対象に、月1回、地域の公民館等(12か所)で昼食会を開催し、高齢者の健康保持・孤独感の解消・地域社会との交流を図る。	皆で集まって食事をすることで、健康増進・孤独感の解消につながる。食事を作るボランティアにとっても、自身の生きがいづくりになっている。	会場及びボランティアの確保が必要である。	年間 (会場:月1回程度)
	②配食サービス事業	高齢者世帯は、または日中高齢者のみになってしまう世帯を対象に手渡しにより、見守りも兼ねてお昼の弁当の配達事業。	・食事の支度をするのが難しい方に食事の提供ができ、健康保持に繋がった。また、利用者の安否確認がとれた。		年間 (平日:月～金曜日)

事業名		内容	成果	課題	期 日
高齢者・障がい者とも安心できる支え合い	◆介護サービス				
	①居宅介護支援事業	介護支援専門員が、関係機関との連携を図り、利用者のニーズに即した居宅介護（介護予防）サービス計画書（ケアプラン）を作成する業務。	高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や関係機関への事業所のPR活動に取り組み、地域との交流を深めた結果、利用者増に繋がった。	今後の居宅介護支援事業の事業展開により、介護支援専門員の増員が必要である。	年間
	②訪問介護事業	要介護者、要支援者の方の自宅を訪問して、自立した日常生活を送ることができるように支援するサービス。（身体介護、生活援助等）	人員不足の中、新規の受け入れ、サービス内容の変更等、ご利用者様の要望に応えられるよう訪問調整し、受け入れを行った。特に、要支援1・2の利用者が増え、収入増に繋がった。また、要介護利用者については、身体・生活の利用回数を増やすことができた。	訪問介護員の不足及び高齢化が進む中、利用者様の意向も踏まえて、訪問調整が難しい状況である。	年間
(障がい訪問介護)		障害者総合支援法に基づき、市町村から障害福祉サービスの支給決定を受けた方の自宅を訪問して、日常生活を送ることができるように支援するサービス。（身体介護、家事援助等）	人員不足の中、新規の受け入れ、サービス内容の変更等、ご利用者様の要望に応えられるよう訪問調整し、受け入れを行った。	訪問介護員の不足及び高齢化が進む中、利用者様の意向も踏まえて、訪問調整が難しい状況である。また、精神障がい者の方は、訪問介護員の固定化により、訪問調整が難しく、サービス提供に対して訪問介護員の精神的負担が大きい。	年間

事業名		内容	成果	課題	期日
高齢者・障がい者とも安心できる支え合い	③訪問入浴介護事業 (障がい入浴)	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、入浴車で家庭を訪問し、入浴介護を行うサービス。	在宅での看取り介護の利用者様が多い中、ご利用者様の保清に努めることができ、喜ばれるサービスを提供できた。	重度の方の利用者が多いため、短期間で利用終了となる場合が多い。無駄なく効率よいサービス体制を見直し、空き時間を有効活用する。	年間
	④通所介護事業	要介護者、要支援者の方に対して、送迎、レクリエーション、機能回復訓練、入浴等を提供するサービス。	利用者様を増やすため、職員のバックアップ体制をとった。 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）やサロンへのPRの成果が利用者増に繋がった。 イベント等の工夫、食事内容の見直しを行った。 継続的なボランティア活動、実習生の受け入れにより、福祉教育、人材育成の一翼を担っている。	利用回数増に伴い定員を増やし、有資格者の介護職員を増やす。 ボランティアを活用し、個別プログラムを作成する。	年間
	◆高齢者・障がい者				
	①盲人ガイドヘルパー派遣事業	視覚障がい者が、外出する際、安全に安心して出かけられるようガイドしながら周囲の状況、情報を伝えたり必要に応じて代筆等を行う。	今年度、活動範囲を広げ、県立盲学校への通学支援の方に対して、ガイド1名新規登録をして月2～3回の支援を行っている。	他の視障者の方は、盲人ガイドではなく、ほぼ同行援護を利用している。	年間
	②寝具乾燥殺菌事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に寝具の丸洗い乾燥を行う。	事業を利用することで、快適な環境で生活を送ることができた。	利用者の状況に合わせた寝具の回収時間の設定の検討。	5月期 9月期 1月期

事業名		内容	成果	課題	期 日
高齢者・障がい者とも安心できる支え合い	③手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者が、社会生活において、コミュニケーション上困難な場合、手話通訳者を派遣して、情報保障とコミュニケーションの支援を行う。	聴覚障がい者にコミュニケーションの支援をすることにより、特に医療関係を安心して受診できるようになった。	手話通訳派遣事業の効果的周知をしている。	年間
	④要約筆記者派遣事業	聴覚に障がいがあり、社会生活において、コミュニケーション上困難な場合、手話を使用しない方に要約筆記者を派遣する。	今年度、医療関係で、2件の依頼、市の講演会の依頼が1件あり、コミュニケーションの支援が行われた。	要約筆記の利用者への周知が必要。	年間
	⑤要約筆記ボランティア養成事業	要約筆記の初歩的な技術と制度を学ぶ養成事業。	地域の役員（民生委員）の参加があり、地域での関心が深まってきた。	要約筆記についての周知と利用について。	年間
	⑥手話奉仕員養成事業	手話の基本技術を学び、聴覚障がい者に対する理解を深め奉仕員を目指す。（継続的な学習） 継続的な学習	カリキュラムの見直しにより、入門編、基礎編の継続的学習ができるようになった。 継続的に参加してもらっている。	板倉町、明和町と合同で行なっているが、なかなか参加増に繋がらない。	・入門編 6月期～11月期 ・基礎編 6月期～11月期 ・フォローアップ研修
	⑦点字広報・声の広報発行事業	視覚障がい者へ広報館林等の録音、CDを送付。また、会議資料などの点訳を行い情報の提供を行う。	視覚障がい者の方へ、市に関する情報提供ができた。		年間
	⑧点訳ボランティア養成事業	点字の基本的技術を学び、ボランティア活動者を養成する。	予定の養成事業ができた。	参加者の周知を図る。	年間

事業名		内容	成果	課題	期 日
ボランティアセンター機能の充実	◆ボランティアセンター運営委員会				
	①ボランティアセンター運営委員会	住民福祉の高揚とボランティア活動の振興を図るため、ボランティア活動の啓発、普及、情報提供やボランティア団体等の育成及び連絡調整。	補助金の交付審査を通して、市内のボランティア団体の取り組みを運営委員と共有できた。	年1回の開催で終わり、運営委員会を計画的に開催することができなかった。	年間数回
	◆ボランティア活動保険				
	①ボランティア活動保険	ボランティア活動を行う団体や個人に対する保険を提供する。	保険会社との連絡を密にし、安心して加入してもらえた。	ボランティア活動保険の加入促進。	年間
	②ボランティア活動需給調整	ボランティア希望者のニーズを把握し、マッチングを行う。	希望者の要望通り調整をすることができた。	相談件数、調整件数が少ない。既存登録者の活用が出来ていない。	年間
	◆介護支援ボランティア				
	①介護支援ボランティア	高齢者がボランティア活動を通して地域貢献することを支援し、高齢者自身の介護予防を推進する。	介護予防サポーター養成研修受講者の登録、活動が活発である。	介護保険施設でのボランティア活動に繋げる。	年間
対地域福祉人材育成に	②介護支援ボランティア事後研修	ボランティアを対象に、スキルアップを目的とした研修や情報交換会・交流会をおこなう。	毎回たくさんの方が参加しており、事務局からの情報発信の機会にもなっている。		年間
	◆ボランティア育成講座				
	①認知症カフェボランティア養成講座	認知症カフェ設置に伴い、カフェでの来場者への対応など、認知症について学ぶ講座。	受講者10名の方の協力により認知症カフェが設置できた。		年間

(3) 元気な地域づくり

事業名		内容	成果	課題	期 日
教地 育域 の推 進	◆福祉教育の推進				
	①福祉協力指定校・継続校	福祉協力継続校を希望する学校には、福祉教育推進事業の経費として、2万円の助成金の交付。	各学校が助成金を活用して、独自の福祉教育を展開することができた。		年間
福祉サ ービス の充 実 及 び 担 い 手 の 育 成	◆福祉サービスの充実				
	①福祉体験学習への協力・支援	社協職員、友の会が学校へ訪問し、車いす・手話・点字等の体験を提供する。	体験を通して、福祉教育を充実させることができた。	体験等がメインとなっているので、それ以外の支援を提供する必要がある。	年間
	②小・中学校ボランティアスクール	夏休みと冬休みにボランティアスクールを行い、生徒にボランティアの養成を行う。	ボランティアスクールに参加した学生には、奉仕の心を育むことができた。	参加人数が少ないため、福祉教育の担当の教員と連携を図る。	年2回程度
	③日常生活自立支援事業	福祉サービス利用援助や日常的金銭管理を行うことで、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する	解約者を含めると87名の方の支援を行うことができた。（契約件数12件のうち11件が知的・精神障がい）	複雑なケースの増大により専門的支援が必要。	年間
	④市民後見人養成講座	市民後見人を担う人材育成のための養成研修及びフォローアップ研修を行う。	受講生17名、全員が無事修了できた。また、フォローアップにはたくさんの方が参加した。	早くからの参加のPR活動が必要。	9月～11月
	⑤法人後見事業	法人として後見人となり、長期間の継続、組織による困難事例の対応、ネットワークを活用した支援。	準備委員会で委員会設置に向けての要綱等の作成ができた。	来年度、法人後見運営委員会を発足し、まずは1件受任できる体制の整備。	年間

(4) 地域を支える基盤づくり

事業名		内容	成果	課題	期 日
社協支部活動の支援・強化	◆社協支部活動				
	①社協支部助成事業	社協支部の活動を支援するため、一般会費・法人会費の納入実績に応じて社協支部に助成金を交付。	適正な助成金の交付ができた。	社協支部の活動を側面から支援。	年間
	②社協支部視察研修	「地域共生社会」の取り組みについて各社協支部の役員を対象に研修会を開催。（今年度は先進地視察研修ではなく、講演会形式とした）	市社協職員と支部社協役員で、「地域共生社会」について共通の理解を図ることができた。	市社協と支部社協で継続して学習する機会が必要。	年数回
地域みんなで支える子育て支援	③社協支部長会議	市内行政区8支部の代表の方による、法人の事業運営に関する会議の開催。	社会福祉法改正により、理事会が年2回の開催となった関係で、年6回程度の支部長会議を開催し、業務執行の適正化を図る。	継続的な法人の運営に関すること。	年間 3か月 1回程度
	◆子育て支援				
	①ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、地域での子育て支援をおこなう事業。	おねがい会員数・利用件数ともに増えた。	利用増によりまかせて会員を増やす必要あり。	年間
地域みんなで支える高齢者・認知症高齢者支援	②地域子育て支援センター事業	館林市から委託を受け平成29年8月に総合福祉センター2階にオープン。子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図る。また、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施などを行っている。	子育て中の母親同士の交流の場となり友達作りや、子育ての悩みを話し合ったりして、育児のストレスを解消している。 行事やイベントの時には皆一緒に楽しく過ごし、子育て講座などでは子育てに役立つ知識を身につけられた。	支援センターに来られない方や、総合福祉センター2階にオープンしたことの周知。	年間
	◆高齢者・認知症高齢者支援				
	①認知症カフェの運営（オレンジカフェ～てん）	認知症について相談できる場所の提供。	認知症の方やその家族が気軽に集まり、ゆっくりと過ご場所の提供ができた。参加者とボランティア等のコミュニケーションが図れた。		毎月第4火曜日

事業名		内容	成果	課題	期 日
NPO法人・住民活動・充実	◆NPO法人・住民活動				
	①NPO法人連絡協議会	平成16年5月30日に県内で最初となる連絡協議会として設立し、現在15法人が加盟している。	個々の法人では難しい問題でも、他の法人の情報やノウハウから解決できないことができるようになった。	・新規加盟法人がない。	年数回開催
	②ふれあいサービス	自分が空いている時間を使って困っている方を支える有償の日常の支援サービス。	・長期的な利用者が増えてきている。 ・対象者を産前産後の妊婦の方に広げ、相談に乗ったりと支援をすることで、日常生活の軽減が図られた。	・支える側のサービス会員が少ない。 ・毎日利用したい方の対応。	年間

事業名		内容	成果	課題	助成区分
NPO法人・住民活動・充実					
	助成事業	社協支部活動の助成金交付。	社協支部活動の活性化を目的に助成金を交付。	社協支部活動を側面から支援すること。	社協支部
		民生委員活動への助成金を交付。	民生委員活動の支援を目的に助成金を交付。	市・地区民児協に助成金を交付し、活動を支援すること。	民生委員児童委員協議会
		ボランティア活動等への助成金を交付。	市内のボランティア活動、子ども会活動の支援を目的に助成金を交付。	ボランティア9団体、市子ども会連絡協議会の活動を支援すること。	ボランティア活動等助成
		福祉団体活動への助成金を交付。	福祉団体活動の支援を目的に助成金を交付。	福祉団体7団体の活動を支援すること。	福祉団体活動助成
		高齢者活動助成（歩行補助車購入費の一部を助成。）	歩行補助車の購入費の一部を助成することで、本人・家族の経済的負担を軽減することができた。・ケアマネの申請ケースが増えた。	本人・家族からの申請。	高齢者活動助成
		世帯の生計中心者が交通事故の為に死亡又は障がいの為に所得を失い、又は著しく減少するに至った市内在住の子女（小・中・高校生）に対して交通遺児育英資金を給付。	交通遺児の学業並びに進学を支援することができた。		交通遺児育英資金給付事業
		在宅で介護を行っている方の気分転換や情報交換する機会を宿泊旅行を提供する。	リフレッシュの機会を提供できた。	参加者の確保。	在宅介護者リフレッシュ事業

(5) 組織の整備・強化

事業名		内容	成果	課題	期 日
自主財源の確保	◆財源確保				
	①一般会費	1口500円を会費として市内の全世帯への協力を依頼し、その内300円を支部社協へ交付。	会費の使用状況の正しい情報の理解が得られた。	名目標世帯数は減少していないが、実質世帯数の減少。	5月期
情報発信の充実・強化	②法人会費	1口1,000円として3口以上の協力を市内の法人に依頼。	会費の使用状況の正しい情報の理解が得られた。	市内法人の数と経営状況の情報。	6月期
	◆情報発信				
	①福祉まつり	子どもからお年寄り、障がいを持つ方たちや市内の地域福祉向上を目指し活躍している団体の方たちが一堂に会し、「誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざしたつながりのある福祉のまちづくり」を目指すイベントとして開催。	様々な催しものを企画して、来場者・参加団体に楽しんでいただくことができた。	企画、プログラムメニューの充実・検討。	8月～9月
	②社協だより	市民に向け、社協で取り組む地域福祉活動やボランティア活動の紹介、福祉の情報を発信する。	市民に向けた福祉の情報発信や社協活動のPRを行った。(年5回の発行)	情報発信を一層強化していくために、毎月1回社協だよりを発行すること。	年5回発行 (5月、7月、9月、11月、1月)
	③ホームページ	毎月1回ホームページを更新して、地域福祉に関する情報を発信する。	インターネットを活用して最新の情報を発信することができた。		月1回程度
	④マスコットキャラクターの活用	福祉まつり・街頭募金・ぐんまマラソン等の行事にたてんを派遣し、社協のPRに努めた。	多くの市民とふれあうことができて、社協のPRをすることができた。	PR手段を増やす。	年間

事業名		内容	成果	課題	期 日
有資格者職員配置による事務局体制強化	◆組織強化				
	①理事会	理事会は、理事8名、監事2名の10名で組織し、法人の業務の決定機関である。	社会福祉法改正により理事構成の見直しと、理事会が年2回の開催となり、年6回程度の支部長会議を開催し、業務執行の適正化を図った。		年2回程度開催
	②評議員会	評議員会は、27名の評議員をもって組織し、法人の議決機関である。	社会福祉法改正により、評議員の構成の見直しと、年6回程度の支部長会議が従来の理事会を担い、適正に評議員会を開催。		年2回程度開催
	③財政委員会	委員会の年3回の開催。経営改善計画の策定。社協支部交付金の審査。	経営改善計画を取りまとめ財政状況を見ながら組織強化に繋がった。	財務状況について前年より改善したが、目標数値にいたっていない。	年3回程度開催
	④企画委員会	地域福祉活動を展開するニーズの調査研究・地域福祉計画策定に関する事項について協議・検討する会議を開催。	委員会開催により新規事業の実施に繋がった。	委員会を計画的に開催。	年3回程度開催
	⑤広報委員会	社協だよりの発行前に、原稿の校正や掲載記事の提供を依頼する会議を開催。	紙面のレイアウトから文章表現まで細かな意見（校正）を委員からいただくことができ、市民の目線に立った紙面づくりができた。	地域の情報の掲載。	年5回程度開催
指定管理者としての施設の効果的活用	◆施設活用				
	①指定管理者として施設	総合福祉センターは、子供から高齢者まで、ともにふれあい、喜びを分かちあえる場として、浴室を備えまた、温水プールを併設した施設となっている。	・総合福祉センターで、定期的に参加型イベントを行うことで、地域の利用者増に繋がっている。 ・指定管理の継続が図られた。	・高齢者は、センターまで来る手段として、車等の確保が難しい。 ・施設の老朽化が進み、利用上において支障もでてきている。特に空調関係や給排水設備については、計画的に修繕を検討していく必要がある。	年間

Ⅱ 基本構想

第4章 地域福祉の未来像

1. 基本理念

地域福祉の目的は、地域住民の全ての人々が年齢や性別、障がいの有無に関わりなく、住み慣れた地域で誰もが自立し、安心・安全に暮らすことができる社会を実現することにあります。

そのためには、地域の誰もが福祉活動を推し進めることが大切で、地域住民相互のネットワークを整備し、子どもから高齢者、障がい者も含めた、誰もが連携して暮らしを支え合う仕組みを築き、地域力を高める活動が必要です。

社協では、これらの活動の体系や体制を見直して再生し、支部役員である区長、民生委員児童委員、地区役員、関係団体、機関、事業所、行政等と手を携え、活動に必要な支援者や協力者などマンパワーを結集して、市内8支部を単位として地域住民と共に、地域住民による地域住民のための地域福祉活動を推進し、「誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざしたつながりのある福祉のまちづくり（地域共生社会）」の実現に努めてまいります。



誰もが安心して暮らすことが出来る地域に根ざしたつながりのある福祉のまちづくり

2. 体系図

基本理念

基本計画（3つの提案）

取り組みの方向性

誰もが安心して暮らすことのできる
地域に根ざしたつながりのある福祉のまちづくり

1. 相談窓口と調整
(ネットワーク)

2. 協力者・支援者
(マンパワーリスト)

3. 集会・行事・活動の場
(場の提供)

(1)
ふれあい・
支え合いの
地域づくり

(2)
地域福祉を
担う人づく
り

(3)
地域福祉を
推進するし
くみづくり

(4)
安全・安心
して生活で
きる環境づ
くり

組織の整備・強化

① 総合相談の仕組みの整備・強化

② 地域をつなげる福祉ネットの充実

① 地域で元気な福祉教育の推進

② ボランティアセンター機能の充実

③ 地域福祉ニーズに対応した人材育成

④ NPO法人・住民活動の連携・充実

① 社協支部活動の支援・強化

② 地域みんなで支える子育て支援

③ 地域住民の場の提供

④ 情報発信の充実・強化

① 高齢者・障がい者とも安心できる環境

② 防犯・防災体制の充実

③ 生活困窮者等へ自立支援の充実

④ 権利擁護の充実

① 自主財源の確保

② 適正な委員会の運営及び職員配置

③ 指定管理者としての施設活用

Ⅲ基本計画

第5章 基本計画

1. 相談窓口と調整（ネットワーク）

（1）ふれあい・支え合いの地域づくり

世代を超えた地域住民のつながりが、これからの地域を支えます。それには、地域住民がみんなで支える地域づくりを推進しなければなりません。地域での課題に一人ひとりの住民や多様な団体が「我がこと」として参画し、相談窓口となり、解決のための連携を図るなど、地域でつながる福祉ネットを構築していきます。

① 総合相談の仕組みの整備・強化

- ・市民の抱える問題・課題は、多岐にわたり、専門性を必要としています。地域や関係機関に相談窓口を開き連携を図ることで問題を共有化し、総合的に解決していく仕組みづくりを整備・強化していきます。
- ・社会福祉法人連絡会による「ふくし総合相談窓口」を開設し、育児支援や高齢者の生活支援などの相談解決に努めます。
- ・福祉サービス利用者に対して、第三者委員による苦情解決の相談に努めていきます。
- ・新たに、子ども相談窓口を設置していきます。

② 地域をつなげる福祉ネットの充実

- ・社協支部が中心となり、行政区を単位とした小地域ネットワークを整備します。地域の福祉課題を相談する窓口として、また連携の中核ともなる地域の福祉ネットを「我がことネット」の愛称をもって啓蒙し整備していきます。

（仮称：地域福祉活動推進会議設置）

2. 協力者・支援者（マンパワーリスト）

（2）地域福祉を担う人づくり

地域福祉への関心は児童・生徒の時期から育む必要があります。福祉協力校を指定・継続するなど学校教育と連携して福祉教育を推進し、次世代の担い手を育成します。また社会環境の変化とともに、サービスの受け手と提供者が相互に入れ替わるなど福祉に従事する人材の充実が急務となります。ボランティアの育成や養成を充実するため地域との連携を強化し、NPO法人、各種団体、関係機関と連携のうえニーズに対応した人材育成を進めるとともに、ボランティアセンターの機能強化と充実に努めます。

また、地域の福祉課題解決に必要な支援者や協力者として、技術者や有識者、専門職や

有資格者等、担い手となる人材（マンパワー）の活用が重要となります。共に助け合い協力支援する地域の人材を網羅するマンパワーリストを「丸ごとリスト」の愛称で協力し助けあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくために、世代や分野を超えて人材の「丸ごとリスト」として整備していきます。

① 地域で元気な福祉教育の推進

- ・福祉協力指定校・継続校に対して、福祉体験学習を支援するなど次世代の育成に努めます。

② ボランティアセンター機能の充実

- ・ボランティアセンター運営委員会を通じて、変化するボランティアニーズに応じた普及、情報提供をはじめ養成講座を充実するなど、ボランティアの育成に努めます。また、災害時における福祉避難所や災害ボランティアセンターの設置に備えます。

③ 地域福祉ニーズに対応した人材育成

- ・講演会や養成講座を開催し、急務に変化する地域福祉課題に対応する人づくり（マンパワー）を進めます。特に課題解決に必要な支援者や協力者、リーダーを共有するために個人情報保護に配慮したリスト化を進めます。

④ NPO法人・住民活動の連携・充実

- ・ボランティア団体・NPO法人の連絡協議会により、連携・充実に図り、法人や団体の持つ特性を生かして地域課題を解決する体制づくりを進めるほか、地区公民館や集会所を活用し、生涯学習活動と連携するなど趣味や特技を生かした集会行事活動の開催を奨励していきます。

3. 集会・行事・活動の場（場の提供）

（3）地域福祉を推進するしくみづくり

地域福祉の更なる充実を目指し、「共生社会」を実現するには、行政との連携や関係機関と情報を共有することが大切です。集積・共有された情報を地域へと発信し地域活動に役立てていただかなくてはなりません。また、地域ではこれら情報をもとに住民の集う様々な集会行事を開催していく必要があります。引きこもりや孤立を防ぎ日常の交流を深めることで、より身近で確かな情報を集積することが可能となります。サロンや集いの場、子育て支援や趣味の会など身近で集う場「共生の広場」の開催を奨励していきます。

① 社協支部活動の支援・強化

- ・地域福祉活動計画は、地域住民が地域住民のために活動するための手順書であります。市の計画した事業などを具現化し推進するためのマニュアルでもあります。社協

では、この計画を策定するにあたり支部の皆様にご理解をいただき、1. 地域の相談窓口「我がことネット」の整備 2. 支援者・協力者を網羅した「丸ごとリスト」 3. 交流により絆を深める「共生広場」の奨励です。これら具体的活動を定期的に開催する支部長会議を通して情報を交換し、課題を共有しながら実績評価に努め進捗管理を図ります。

② 地域みんなで支える子育て支援

- ・これからの地域を担う子ども達と子育てを支援する仕組みとして、地区集会所や公民館などを会場に、地域の指導者や団体と連携し、地域の人々で見守る子育ての体制づくりに取り組みます。

③ 地域住民の場の提供

- ・共生社会の実現を目指して、ふれあい・いきいきサロンや集いの場、子どもの居場所づくりや、誰もが集い、楽しみ、絆を深める「共生広場」を地区の集会所を会場に開設していきます。
- ・認知症予防や認知症で悩む家族の相談できる場所として、認知症カフェを定期的で開催し、地域における認知症対策を充実していきます。

④ 情報発信の充実・強化

- ・地域福祉活動を推進する上で、情報の共有化は欠くことのできない条件のひとつです。本会広報紙として年 5 回の「社協だより」をはじめ、支部長会議や各種委員会、「福祉まつり」や「ふれあいスポーツ大会」を開催し、引き続き広報啓発に努めるほか情報集積の充実・強化を進めていきます。

3. 集会・行事・活動の場（場の提供）

(4) 安全・安心して生活できる環境づくり

地域福祉活動計画に新たな課題として「安心して地域で生活できる環境づくり」が加わりました。災害時のボランティア活動の支援や派遣、災害ボランティアセンターの開設、市や関係機関と連携した福祉避難の誘導、障がいを持つ方々が安心して避難生活できる福祉避難所の開設等々、生活に困窮している方の支援とともに速やかに体制を整えていきます。

① 高齢者・障がい者とも安心できる環境

- ・高齢者、障がい者が安心して日常の生活を送れるよう各種の生活支援サービスを、支部活動やボランティアと連携し、介護保険事業のサービスと組み合わせるなど充実させ、安心して暮らせる環境を整備していきます。

② 防犯・防災体制の充実

- ・災害ボランティアの育成を進めるとともに、災害時に「災害ボランティアセンター」を開設し、ボランティアの効率活動を支援していきます。また、行政や関係機関、団体等と連携を図り、福祉避難が安全に誘導され避難所が適切に運営されるよう防災訓練を支部活動に取り入れるよう要請していきます。

③ 生活困窮者等へ自立支援の充実

- ・行政で実施している生活困窮者自立支援事業と連携を図りながら、生活に困窮している方々の実情やケースに合わせ、身体や心情、金銭面での相談指導など身近な相談窓口として寄り添い、地域で安心して生活できるような体制を築いていきます。

④ 権利擁護の充実

- ・高齢の方や障がいを持つ方など、判断能力の不十分な方の権利を擁護し、適切な生活を送れるよう法的期間や専門家と連携し、市民後見センターを中核に後見制度の普及啓発に努めていきます。そして、日常生活支援員を養成するなど日常生活自立支援事業等を充実していきます。

□ 組 織 の 整 備 ・ 強 化

総合福祉センターを有機的に活用し地域福祉を増進するため、指定管理者として、誰もが安心して利用できる施設の安全に配慮した施設の運営に努めていきます。また、財源を確保し安心した経営を図るため、社協支部や構成団体へ理解を求め、引き続き行政からの支援と会費や事業への協力支援を要請していきます。このほか、社会福祉法人として組織を強化し、理事会・評議員会など役員はもとより、各種の委員会を適正に運営するとともに、専門職や有資格者を採用するなど職員の配置構成を充実し組織の強化を図っていきます。

① 自主財源の確保

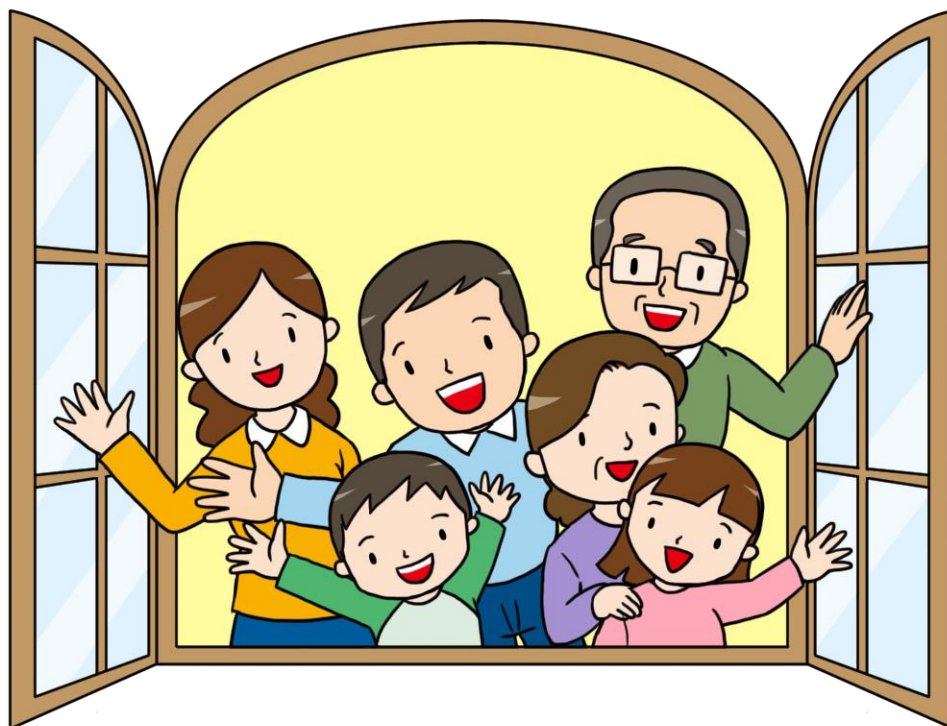
- ・社会福祉法人としての本会は、地域福祉事業の債務が超過するなか、介護保険事業の収益に頼るなど厳しい経営環境にあります。今後主要な財源を占める会費や委託金を増額するなど事業面での拡張充実を図り安定した経営に近づけていきます。

② 適正な委員会の運営及び職員配置

- ・本会の運営執行を担う理事会と議決承認を行う役員の役割を明確に、相互に協調補完しながら適正に運営し、各種委員会や支部長会議を開催し広く会員の意見に耳を傾けていきます。また、職員面では年齢構成に偏りが見られることから、新陳代謝に伴い平準化を図り、有資格者の規定に応じた配置を遵守し、信頼ある体制を整備していきます。

③ 指定管理者としての施設活用

- ・指定管理者として、総合福祉センター設置の目的を達成するため、利用者や地域住民の意向を尊重し、市民の誰もがいつでもどのような時にも利用できる施設として、利用者に寄り添う施設運営に努めていきます。



IV活動計画

第6章 活動計画

I 現状と課題

1. 相談窓口と調整（ネットワーク）

（1）ふれあい・支え合いの地域づくり

<現 状>

① 総合相談の仕組みの整備・強化

（総合相談事業）

- ・市民の抱えている生活上の問題や法的問題を解決するとともに、少子化対策にも取り組むため、総合相談事業として、心配ごと相談・法律相談事業・結婚相談事業を実施しています。
- ・社会福祉法人連絡会による身近な「ふくし総合相談窓口」を開設いたします。
- ・福祉サービス利用者に対し、第三者委員による苦情解決窓口を設置しています。

② 地域をつなげる福祉ネットの充実

（福祉ネット）

- ・高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の運営及び小地域の要支援者の生活の見守りを支援するため、社協支部を中心として小地域ネットワークの再構築を推進しています。

<課 題>

① 総合相談の仕組みの整備・強化

（総合相談事業）

- ・法律相談：市民の抱える問題は多様化、複雑化していることが多く、多方面からアドバイスをいただけるような仕組みづくりの必要性があります。
- ・心配ごと相談：地域の相談窓口として、公民館単位で介護や行政等の総合相談事業として取り組んでいきます。また、相談員間の情報の共有を図っていきます。
- ・結婚相談：民間の結婚紹介所が増える中、来談者を増やす取り組みを進めながら、公的な結婚相談事業の在り方を検討していきます。
- ・ふくし総合相談：社会福祉法人連絡会による身近な「ふくし総合相談窓口」として、育児支援や高齢者の生活支援などの相談解決に努めていきます。

- ・ **第三者委員による苦情解決窓口**：社協が行う事業に、この制度は必要不可欠ですが、申し出件数があまりないため、事業のPRも含め適切な事業展開が図られているか再検証していきます。
- ・ 新たに、子ども相談窓口を設置していきます。

② 地域をつなげる福祉ネットの充実

（福祉ネット）

- ・ 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の効率的な運営を図りながら、各地域において、社協支部を中心とし行政区を単位とした小地域ネットワークを整備し、地域の福祉課題を相談する窓口や連携の核ともなる地域の福祉ネットとして「我がことネット」の愛称をもって啓蒙し整備していきます。

（仮称：地域福祉活動推進会議の設置）

２．協力者・支援者（マンパワーリスト）

（２）地域福祉を担う人づくり

<現 状>

① 地域で元気な福祉教育の推進

（福祉教育の推進）

- ・ 市内の児童、生徒に対して、福祉体験学習や福祉協力校の指定や指定終了後の継続校に対し、福祉教育の支援をしています。

（福祉サービスの充実）

- ・ 福祉体験学習への支援及び未来のボランティア育成として、小・中学校ボランティアスクールを開催しています。

② ボランティアセンター機能の充実

（ボランティアセンター運営委員会）

- ・ ボランティアセンターの円滑な運営を図るため、ボランティアセンター運営委員会を定期的開催しています。

（ボランティア活動保険）

- ・ ボランティアセンターを拠点とし、ボランティアに関する相談に応じるとともに、安心してボランティア活動ができるようボランティア活動保険加入促進及び福祉ニーズの需給調整をしています。

③ 地域福祉ニーズに対応した人材育成

(人材育成)

- ・福祉ニーズに即した養成講座を開催し、人材育成に努めています。
- ・高齢者によるボランティア活動を通して介護支援ボランティアを推進し、地域貢献に繋がっています。

④ NPO法人・住民活動の連携・充実

(住民活動)

- ・NPO法人連絡協議会と連携し、地域福祉の推進を図っています。
- ・市民参加の在宅福祉活動である「ふれあいサービス」を行っています。
- ・社協支部、市・地区民生委員・児童委員協議会等に対し助成金を交付しています。
- ・地域における団体活動支援のため、ボランティア団体や当事者団体の福祉団体に対し、助成金の交付をしています。

<課 題>

① 地域で元気な福祉教育の推進

(福祉教育の推進)

- ・福祉協力指定校制度については、「地域指定福祉協力校モデル事業」として、指定に向けた内容について、協議検討していきます。
- ・各学校の取り組み方法等の特色を生かしながら、体験型の福祉教育を充実させるために各学校のプログラムが円滑に行われるよう、情報交換会を開催していきます。

(福祉サービスの充実)

- ・地域の人材が参加できるシステム作りや市民総参加の福祉活動により、地域の福祉教育の向上に効果的な体験プログラムを検討していきます。
- ・小、中学校と連携して、より多くの生徒が参加できるよう工夫及びPR活動をしなが
らボランティアスクールを開催していきます。

② ボランティアセンター機能の充実

(ボランティアセンター運営委員会)

- ・ボランティアセンター運営委員会を通じて、変化するボランティアニーズに応じた普及、啓発、情報提供をはじめ養成講座を充実するなど、ボランティアの育成に努めていきます。また、災害時における福祉避難所や災害ボランティアセンターの設置に備えていきます。

（ボランティア活動保険）

- ・今後も加入促進に努めていきます。

③ 地域福祉ニーズに対応した人材育成

（人材育成）

- ・地域福祉に関する講演会や養成講座（手話奉仕員、市民後見人等）を開催し、急激に変化する地域福祉課題に対応する人づくり（マンパワー）を進めていきます。特に課題解決に必要な支援者や協力者、リーダーを共有するため個人情報保護に配慮したりスト化を進めていきます。
- ・災害ボランティアの育成も努めていきます。

④ NPO法人・住民活動の連携・充実

（住民活動）

- ・ボランティア団体・NPO法人の連絡協議会により、連携・充実を図り、法人や団体の持つ特性を生かして地域課題を解決する体制づくりを進めるほか、地区公民館や集会所を活用し、生涯学習活動と連携するなど趣味や特技を生かした集会行事活動の開催を奨励していきます。
- ・ふれあいサービスのサービス会員に偏りが見られるため、バランスのよい体制づくりに努めながら、地域の支え合い活動の一つとして充実していきます。
- ・新規事業として、免許返納により移動手段が無くなり、交通の便が悪い場合や、また身近に商店がない等の理由で、買い物に困っている高齢者に買い物を支援するサービスを提供します。

（助成金交付）

- ・各種団体に助成金を交付の際、適正な交付基準により交付するとともに、団体活動において、助成金に依存しないよう改めて支援していきます。

3. 集会・行事・活動の場（場の提供）

（3）地域福祉を推進するしくみづくり

＜現 状＞

① 社協支部活動の支援・強化

（社協支部活動の充実）

- ・社協支部活動を通して、地域での活動基盤整備を進めています。また、活動するための経費の助成等行い、活動内容の充実を図っています。

（社協支部長会議）

- ・定期的に支部長会議を開催し、支部活動の情報交換や支部の地域課題の共有を図っています。

② 地域みんなで支える子育て支援

（子育て支援）

- ・地域で子育てを支援する会員組織のファミリー・サポート・センター事業を実施しています。
- ・地域子育て支援センターは、子育て中の親子の交流の場の提供及び交流の促進を図る目的で運営しています。

③ 地域住民の場の提供

（場の提供）

- ・住民の集いの場として「ふれあい・いきいきサロン」の設置を積極的に推進しています。
- ・認知症カフェを定期的で開催し、認知症について相談できる場を提供しています。

④ 情報発信の充実・強化

（情報発信）

- ・市民が一堂に会する福祉まつりやふれあいスポーツ大会を開催しています。
- ・本会の事業内容及び社会福祉に関する理解を深めるため、「社協だより」を毎戸に配布しています。また、情報の発信と情報公開のためホームページを定期的に更新しています。

<課 題>

① 社協支部活動の支援・強化

（社協支部活動の充実）

- ・地域福祉活動計画は、地域住民が地域住民のための活動するための手順書であります。市の計画した事業などを具現化し推進するマニュアルであります。社協では、この計画を策定するにあたり支部の皆様のご理解をいただき、１．地域の相談窓口「我がことネット」の整備 ２．支援者・協力者を網羅した「丸ごとリスト」 ３．交流により絆を深める「場の提供」としての共生広場の奨励になります。

（社協支部長会議）

- ・支部活動の状況を定期的で開催する支部長会議を通して情報を交換し、課題を共有しながら実績評価に努め進行管理を図っていきます。

② 地域みんなで支える子育て支援

（子育て支援）

- ・これからの地域を担う子ども達と子育てを支援する仕組みとして、地区集会所や公民館などを会場に、地域の指導者や団体と連携し、地域の人々で見守る子育ての体制づくりに取り組んでいきます。

③ 地域住民の場の提供

（場の提供）

- ・共生社会の実現を目指して、ふれあい・いきいきサロンや集いの場、子どもの居場所づくりや、誰もが集い、楽しみ、絆を深める「共生広場」を地区集会所を会場に開設していきます。
- ・認知症予防や認知症で悩む家族の相談できる場所として、認知症カフェを定期的の開催し、地域における認知症対策を充実していきます。

④ 情報発信の充実・強化

（情報発信）

- ・本会のPRを目的に、市民が一堂に会する福祉まつりの開催及び参加しやすいふれあいスポーツ大会を開催いたします。
- ・地域住民が必要としている情報を把握し、内容の充実を図りながら、信頼できる情報を「社協だより」により発信していきます。
- ・現在、月1回ホームページの更新を行っていますが、今後全体的なレイアウトの見直しを行い、より一層充実していきます。
- ・マスコットキャラクターの活用し、社協のPRを図っていきます。

3. 集会・行事・活動の場（場の提供）

（4）安全・安心して生活できる環境づくり

<現 状>

① 高齢者・障がい者とも安心できる環境

（給付事業）

- ・高齢者等への生活支援サービスとして、紙おむつ・尿漏れパット等の給付事業を行っています。

（給食事業）

- ・高齢者等への生活支援として、会食及び配食サービスの事業を実施しています。

(介護サービス)

- ・介護保険事業の居宅介護支援事業・訪問介護事業・訪問入浴介護事業・通所介護事業を実施しています。また、障がい者（身体・知的・精神障がい者・障がい児・難病等）の居宅介護事業等を行っています。

(派遣事業)

- ・視覚障がい者への外出介助を行うガイドヘルパー派遣事業や手話通訳者派遣事業また要約筆記者派遣事業を実施しています。

(寝具乾燥殺菌)

- ・在宅の高齢者等に寝具乾燥殺菌事業を定期的に行っています。

② 防犯・防災体制の充実

(防災)

- ・本会の役割として、災害時に災害ボランティアセンターを迅速に設置するとともに、市と連携し、自助、共助、公助の連携による防災体制づくりに取り組み、市民の防災意識の高揚、自主防災組織の設立の推進を支援するとともに、防犯・防災体制整備のための基礎づくりに努めています。

③ 生活困窮者等へ自立支援の充実

(生活困窮)

- ・現在、市で生活困窮者自立支援事業を行っていますが、本会として、生活の困りごとや不安を抱え、経済的に困窮している生活困窮者に対して、生活福祉資金貸付制度を活用して生活や就労等の側面的支援ができるよう市と連携し、地域の相談窓口としての充実を図っています。

④ 権利擁護の充実

(権利擁護)

- ・本会では、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力の不十分な方に対しての主に金銭管理を行う日常生活自立支援事業や更に専門的な支援を必要とする方の不動産や財産管理として、たてばやし後見支援センターを窓口にして市民後見及び法人後見事業を推進しています。これらは、利用者の権利擁護を担う一つの制度になりますが、権利擁護に関する制度は様々あり、窓口も多様な主体が担っています。

<課 題>

① 高齢者・障がい者とも安心できる環境

(給付事業)

- ・現在、民生委員児童委員を通じて、対象者宅へ現物配達を実施していますが、今後効率的方法を検討していきます。

(給食事業)

- 新たな会場設置と、会食サービスを担うボランティアの育成及び事業全体の内容を検討していきます。
- 業者委託によるお弁当の配達を行っていますが、市内の業者の増加もあるため、業者の選定の見直しを必要に応じて検討していきます。

(介護サービス)

- **居宅介護支援事業**：市内の高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）との連携を図りながら、事業所のPRに努め、新規の利用者増に努めていきます。
- **訪問介護事業**：関係機関との連携を図りながら、利用者が在宅で安心して生活できるようなサービス提供に努めていきます。
- **訪問入浴介護事業**：利用者の意向・動向を確認しながら、利用者に支障がでないよう今後の事業展開を検討していきます。
- **通所介護事業**：職員の資質の向上を図りながら、サービス内容を検討し、事業の充実を図っていきます。
- **障がい者に対する居宅介護事業等**：様々な障がい者の在宅生活が充実するような個別化を図り、的確なサービス提供に努めていきます。

(派遣事業)

- 外出の手段（公共機関、徒歩）が限られているため、サービス提供が難しいケースも見られます。また、活動できるガイドヘルパーの減少傾向が見られるため、今後ガイドヘルパーの育成に努めていきます。

(寝具乾燥殺菌)

- 利用者が減少しているため、今後寝具の回収時間も含め、利用者が利用しやすい内容としていきます。

② 防犯・防災体制の充実

(防災)

- 災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害時に「災害ボランティアセンター」を開設し、ボランティアの効率活動を支援していきます。また、行政や関係機関、団体等と連携を図り、福祉避難が安全に誘導され避難所が適切に運営されるよう防災訓練を支部活動に取り入れるよう要請していきます。

③ 生活困窮者等へ自立支援の充実

（生活困窮）

・生活福祉資金貸付制度を活用しながら、行政と連携しながら、関係機関とのネットワークに努め生活困窮者への支援の充実を図っていきます。

④ 権利擁護の充実

（権利擁護）

・高齢の方や障がいを持つ方など、判断能力の不十分な方の権利を擁護し、適切な生活を送れるよう法的期間や専門家と連携し、たてばやし後見支援センターを中核の後見制度の普及啓発に努めていきます。そして、日常生活支援員を養成するなど日常生活自立支援事業を充実していきます。

□ 組織の整備・強化

＜現 状＞

① 自主財源の確保

（財源確保）

・地域福祉の推進のため、一般会費・法人会費の社協会費を実施しています。

② 適正な委員会の運営及び職員配置

（組織強化）

・理事会、評議員会、各種専門委員会を定期的を開催しています。
・事務局内の研修会及び会議を定期的を開催しています。
・業務に必要な資格取得の推進及び必要に応じて有資格者の採用を行い組織の強化を図っています。

③ 指定管理者としての施設活用

（指定管理）

・指定管理制度による総合福祉センターの継続的運営をしています。
・総合福祉センター内において売店の運営を行っています。

＜課 題＞

① 自主財源の確保

（財源確保）

・社会福祉法人としての本会は、地域福祉事業の債務が超過するなか、介護保険事業の収益に頼るなど厳しい経営環境にあります。今後主要な財源を占める会費や委託金を増額するなど事業面での拡張充実を図り安定した経営に近づけていきます。

② 適正な委員会の運営及び職員配置

（組織強化）

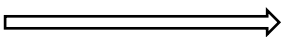
- 本会の運営執行を担う理事会と議決承認を行う役員の役割を明確にし、各種委員会や支部長会議を適正に開催し組織の強化を図っていきます。また、各サービスを提供する際に、職員の年齢構成に偏りが見られることから、新陳代謝に伴い平常化を図り、有資格者の規定に応じた配置を遵守し、信頼ある体制を整備していきます。
- 事務局内研修の充実はもとより、全国レベルで開催している研修会の参加を積極的に推進していきます。
- 職員の国家資格等のさらなる取得の促進を図り、組織の強化を図っていきます。

③ 指定管理者としての施設活用

（指定管理）

- 総合福祉センター内の有効活用及び指定管理者としてセンター自体の役割や位置づけの再検討をしていきます。
- 現在の組織体制を維持し、横の繋がりを密にし、市民から信頼の得られる体制づくりに努め、指定管理者としての役割・位置づけを明確にしていきます。
- 総合福祉センター売店利用者の購買意欲が少しでも向上するような、魅力ある商品を仕入・提供していきます。
- 福祉避難所の設置／温水プール、浴室の利用／ふれあい通りの利用／マイクロバスの活用

Ⅱ 実施計画

(事業の充実) 

(事業の継続) 

1. 相談窓口と調整 (ネットワーク)

(1) ふれあい・支え合いの地域づくり 〈計画期間：2019 年度～2023 年度 (5 年間)〉

取り組む方向性	内 容	事業名	実施 5 年間（方向性）							
			1	2	3	4	5			
総合相談の仕組みの整備・強化	◆総合相談事業 ・市民が抱える生活上の問題や法的問題を解決するとともに、少子化対策のため、総合相談事業として、心配ごと相談・法律相談・結婚相談事業の実施。 ・市民に対し、社会福祉法人連絡会による身近なふくし総合相談窓口の開設。 ・福祉サービス利用者に対し、第三者委員による苦情解決窓口の設置。 ・新たに設置	○心配ごと相談事業								
		○法律相談事業								
		○結婚相談事業								
		○ふくし総合相談窓口開設								
		○第三者委員による苦情解決窓口設置								
		○子ども相談窓口								
		○高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）								
		○小地域ネットワーク								
		（仮称：地域福祉活動推進会議の設置）								
										
地域をつなげる福祉ネットの充実	◆福祉ネット ・高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の運営及び小地域の要支援者の生活の見守りを支援するため、社協支部を中心として小地域ネットワークの再構築の推進。（地域の相談窓口として「我がことネット」の整備）									

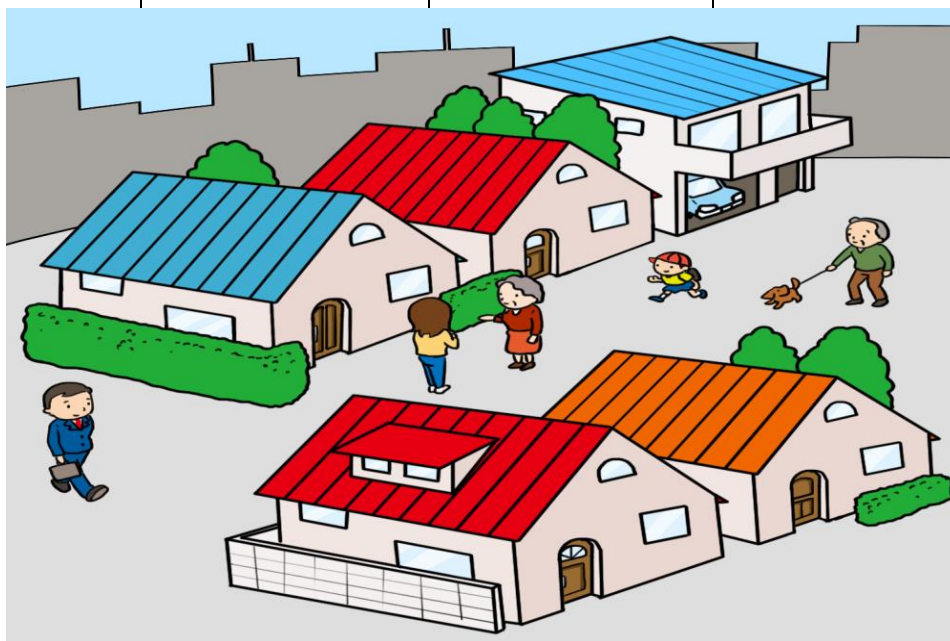
2. 協力者・支援者 (マンパワーリスト)

(2) 地域福祉を担う人づくり

取り組む方向性	内 容	事業名	実施5年間（方向性）				
			1	2	3	4	5
地域で元気な福祉教育の推進	◆福祉教育の推進 ・市内の児童、生徒に対して、福祉体験学習や福祉協力校の指定や指定終了後の継続校に対し、福祉教育の支援。 ◆福祉サービスの充実 ・福祉体験学習への支援及び未来のボランティア育成として、小・中学校ボランティアスクールの開催。	○福祉協力指定校・継続校 ○福祉体験学習への協力・支援 ○小・中学校ボランティアスクール					
ボランティアセンター機能の充実	◆ボランティアセンター運営委員会 ・ボランティアセンターの円滑な運営を図るため、ボランティアセンター運営委員会を定期的に開催。 ◆ボランティア活動保険 ・ボランティアセンターを拠点とし、ボランティアに関する相談に応じ、また、安心してボランティア活動ができるようボランティア活動保険加入を促進。	○ボランティアセンター運営委員会 ○ボランティア活動保険					
地域福祉ニーズに対応した人材育成	◆人材育成 ・地域のニーズに即した養成講座を開催し、人材育成。（人材のリスト化） ・介護保険施設等での高齢者の生きがい・介護予防の取り組みを行う介護支援ボランティアの育成。 ・板倉町・明和町合同の手話奉仕員の養成講座。 ・市民後見人として、活動できる人材育成。	○ボランティア育成講座 ○介護支援ボランティア ○手話奉仕員養成事業 ○市民後見人養成講座					

(2) 地域福祉を担う人づくり

取り組む方向性	内 容	事業名	実施5年間（方向性）				
			1	2	3	4	5
NPO法人・住民活動の連携・充実	◆住民活動	○NPO法人連絡会	→				
	・NPO法人連絡協議会と連携し、市民活動の活性化を図る。						
	・市民参加の在宅福祉活動である「ふれあいサービス」実施。	○住民参加型在宅福祉サービス（ふれあいサービス）	→				
	・住民参加により買い物に困っている方への支援サービス。	○買い物支援サービス	→				
	・社協支部、市・地区民生委員・民生委員協議会等に対し助成金を交付。・地域における団体活動支援のため、ボランティア団体や当事者団体の福祉団体に対し、助成金の交付。	○助成金交付 ・社協支部 ・民生委員児童委員 ・ボランティア団体 ・福祉団体	→				



3. 集会・行事・活動の場（場の提供）

（3）地域福祉を推進するしくみづくり

取り組む方向性	内 容	事業名	実施 5 年間（方向性）				
			1	2	3	4	5
社協支部活動の支援・強化	◆社協支部活動の充実 ・社協支部活動を通して、地域での活動基盤整備を推進。（地域福祉活動計画を推進するために、社協支部別に三つの提案） ・支部活動の情報交換や支部の地域課題等を定期的に検討する支部長会議の開催。	○社協支部活動の充実（ネットワーク） ＜三つの提案＞ ・地域の相談窓口（我がことネット） ・支援者（丸ごとリスト） ・活動の場（場の提供） ○社協支部長会議					
地域みんなで支える子育て支援	◆子育て支援 ・地域で子育てを支援する会員組織のファミリー・サポート・センター事業の実施。 ・地域子育て支援センターは、子育て中の親子の交流の場の提供及び交流の促進を図る事業として実施。	○ファミリー・サポート・センター事業 ○子育て支援センターわくわくらんど					
地域住民の場の提供	◆場の提供 ・住民参加による「ふれあい・いきいきサロン」の設置による集いの場の提供。（子どもの居場所） ・認知症カフェを定期的に開催し、認知症について相談できる場の提供。	○ふれあい・いきいきサロン ○認知症カフェ					
情報発信の充実・強化	◆情報発信 ・市民総参加の福祉まつり及びふれあいスポーツ大会の開催。 ・本会の事業内容及び社会福祉に関する理解を深めるため「社協だより」を毎戸に配布。 ・情報の発信と報公開のためのホームページを定期的に更新。	○福祉まつり ○ふれあいスポーツ大会 ○社協だより（点字広報・声の広報発行事業） ○ホームページ（マスコットキャラクターの活用）					

3. 集会・行事・活動の場（場の提供）

（４）安全・安心して生活できる環境づくり

取り組む方向性	内 容	事業名	実施５年間（方向性）				
			1	2	3	4	5
高齢者・障がい者とも安心できる環境	◆給付事業 ・高齢者等への生活支援サービスとして、紙おむつ・尿漏れパット等給付事業の実施。	○紙おむつ・おむつカバー・尿漏れパット給付事業					
	◆給食事業 ・高齢者等への生活支援として、会食サービス及び配食サービス事業の充実。	○会食サービス ○配食サービス					
	◆介護サービス ・介護保険事業の居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業、通所介護事業及び障がい者の居宅介護事業等の実施。	○居宅介護支援事業 ○訪問介護事業・障がい者居宅介護事業等 ○訪問入浴介護事業 ○通所介護事業					
	◆派遣事業 ・視覚障がい者の外出介助としてのガイドヘルパーの派遣事業や手話通訳者派遣事業また要約筆記者派遣事業の実施。	○ガイドヘルパー派遣事業 ○手話通訳者派遣事業 ○要約筆記者派遣事業					
	◆寝具乾燥殺菌 ・在宅の高齢者等への寝具乾燥殺菌事業。	○寝具乾燥殺菌事業					
	◆防災 ・災害時の災害ボランティアセンターの設置及び自主防災組織の設立の推進の支援。	○災害ボランティアセンター ○自主防災組織					
	◆生活困窮 ・生活困窮者自立支援事業と連携しての生活福祉資金貸付事業。	○生活福祉資金貸付事業					
	◆権利擁護 ・日常生活自立支援事業やたてばやし後見支援センターを窓口法人後見事業を推進。	○日常生活自立支援事業 ○たてばやし後見支援センター ・法人後見事業					
防犯・防災体制の充実							
生活困窮者等へ自立支援の充実							
権利擁護の充実							

□組織の整備・強化

取り組む方向性	内 容	事業名	実施5年間（方向性）				
			1	2	3	4	5
自主財源の確保	◆財源確保 ・地域福祉を推進のため、一般会費、法人会費を実施。	（社協会費） ○一般会費 ○法人会費					
適正な委員会の運営及び職員配置	◆組織強化 ・理事会、評議員会、各種専門委員会を定期的に開催。 ・各サービス事業を実施する際に、必要に応じて有資格者の採用を行い組織の強化を図る。	○理事会、評議員会 ○財政委員会 ○企画委員会 ○広報委員会 ○有資格者の職員の配置					
指定管理者としての施設活用	◆指定管理 ・指定管理制度による総合福祉センターの継続的運営。 ・総合福祉センター内においての売店の運営。	○適正な施設運営 ○売店運営 （福祉避難所の設置／温水プール、浴室の利用／ふれあい通りの利用／マイクロバスの活用）					



<館林市総合福祉センターの外観>

V 資料編

1. 第六次 地域福祉活動計画策定の経過

期日	会議名	内容
平成30年		
6月14日	支部長会議	社協支部別の「第六次地域福祉活動計画 策定準備会」開催の依頼
7月～8月	＜各支部別＞ 策定準備会開催	第六次地域福祉活動計画策定に向けて —各支部別に共通理解— ・地域福祉活動計画について
8月～11月	＜各支部別＞ 策定会議開催	第六次地域福祉活動計画策定に向けて —具体的困りごと等の抽出・整理— ・困りごとの解決策 ・解決策の支援者・関係者のリスト化 ◎三つの提案の共通理解 ① 相談窓口と調整（ネットワーク） ② 協力者・支援者（マンパワーリスト） ③ 集会・行事・活動の場（場の提供） ＜館林支部：基調講演会開催＞ （11月13日） 「小地域ネットワークと地区役員の役割について」講師：群馬県社会福祉協議会 地域福祉課課長 中越信一 氏
11月30日	第1回企画委員会	第六次地域福祉活動計画の進捗状況
平成31年		
2月15日	第2回企画委員会	第六次地域福祉活動計画について ・基本理念／基本計画等の提出
3月13日	理事会	議案提出
3月22日	評議員会	議案提出

2. 企画委員会規程

社会福祉法人 館林市社会福祉協議会 企画委員会規程

(目 的)

第1条 本会事業活動のより適切な運営を図るため企画委員会を設ける。

(任 務)

第2条 地域福祉活動を展開する二ーズの調査研究・地域福祉活動計画策定に関する事項を審議し、会長に意見を具申するものとする。

(組 織)

第3条 委員は、20名以内で組織する。

2 委員は、社会福祉協議会支部・館林市福祉団体連絡協議会・館林市民生委員児童委員協議会・館林市ボランティアサークル連絡会及び学識経験者の内から会長が委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

4 委員長・副委員長は、委員の互選による。

5 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、市社協事務局において行う。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この規程は、昭和58年10月27日から施行する。

附 則 この規程は、平成 元年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成23年 4月 1日から施行する

3. 企画委員名簿

任 期	平成29年4月1日～ 平成31年3月31日	選 出 区 分
役 職	氏 名	
委 員 長	佐 手 英 夫	館林市福祉団体連絡協議会
副委員長	田 口 正 夫	館林市社会福祉協議会館林支部
委 員	田 村 佳 代	館林市社会福祉協議会第三支部
	吉 丸 嘉 明	館林市社会福祉協議会第四支部
	中 島 吉 克	館林市社会福祉協議会第五支部
	内 藤 敏 男	館林市社会福祉協議会第六支部
	坂 本 充 弘	館林市社会福祉協議会第七支部
	熊 倉 慶 一	館林市社会福祉協議会第八支部
	田 沼 宏	館林市社会福祉協議会第九支部
	谷田部 光 子	館林市民生委員児童委員協議会
	四十物 敏 明	館林市民生委員児童委員協議会
	中 村 貞 藏	館林市福祉団体連絡協議会
	増 田 桂 子	館林市ボランティアサークル
	春日井 薫	連絡会ほほえみ
	柳 澤 徳 幸	社会福祉施設
	五十嵐 啓	館林市NPO法人連絡協議会



(敬称略)

「企画委員会」の様子

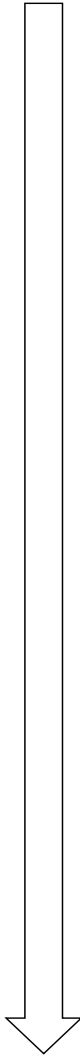
4. 第六次地域福祉活動計画に向けての支部の取り組み

(1) 支部別取り組み状況

□準備会／策定会議

支部名	支部長	準備会	策 定 会 議			
		日程・会場 参加者	第1回 日程・会場 参加者	第2回 日程・会場 参加者	第3回 日程・会場 参加者	第4回 日程・会場 参加者
館林支部	尾花潔彦	7月6日（金） 午後1時30分 中部公民館 17名	8月2日（木） 午後2時30分 中部公民館 35名	9月7日（金） 午後2時 中部公民館 36名	11月13日（火） 午前10時 城沼公民館 （館林支部・館林地区区長会研修会：グループ討議）82名	12月21日（火） 午後1時30分 中部公民館 33名
第3支部	市川昭一	7月18日（水） 午後7時 郷谷公民館 28名	10月12日（金） 午後7時 郷谷公民館 18名	12月21日（火） 午後7時 郷谷公民館 15名		
第4支部	田沼雪雄	8月1日（水） 午後7時 大島公民館 17名	H31 2月15日（金） 午後7時 大島公民館 19名			
第5支部	橋本文夫	7月19日（木） 午後7時 赤羽公民館 36名	9月20日（木） 午後7時 赤羽公民館 33名	10月24日（水） 午後7時分 赤羽公民館 34名	11月12日（月） 午後7時 赤羽公民館 31名	H31 1月31日（木） 午後7時 赤羽公民館 28名
第6支部	小島光雄	7月31日（火） 午前9時30分 六郷公民館 44名	9月26日（水） 午前10時 六郷公民館 25名	11月22日（木） 午前10時 六郷公民館 27名	1月22日（火） 午前10時 六郷公民館 28名	
第7支部	須永治男	7月18日（水） 午後1時30分 三野谷公民館 23名	9月13日（木） 午後7時 三野谷公民館 36名	11月16日（金） 午後7時 三野谷公民館 25名		
第8支部	角田好二	7月11日（水） 午後1時30分 多々良公民館 16名	8月8日（水） 午後1時30分 多々良公民館 49名	9月5日（水） 午後1時30分 多々良公民館 45名		
第9支部	阿部眞靖	7月25日（水） 午後7時 渡瀬公民館 21名	8月29日（水） 午後7時30分 渡瀬公民館 27名	10月10日（水） 午後7時 渡瀬公民館 27名	11月14日（水） 午後6時30分 渡瀬公民館 （グループ討議）26名	

□策定会議：構成員／方向性

支部名	支部長	策 定 会 議	
		構成員	方向性
館林支部	尾花潔彦	○主な構成員 39名 区長、副区長、民生委員、公民館、子ども会、PTA、青少推、寿会、環境保健、母子保健、消防団、交番、社協理事等	□三つの提案 1.相談窓口と調整（ネットワーク） 2.協力者・支援者（マンパワーリスト） 3.集会・行事・活動の場（場の提供） 
第3支部	市川昭一	○主な構成員 27名 区長、副区長、民生委員、公民館	▷支部の実情により、必要に応じて◁ 仮称：地域福祉活動推進会議を推進していく。 
第4支部	田沼雪雄	○主な構成員 18名 社協第4支部評議員等	
第5支部	橋本文夫	○主な構成員 42名 区長、副区長、民生委員、公民館、子ども会、寿会、母子保健、サロン、保護司、環境保健、安全協、体協、社協理事等	
第6支部	小島光雄	○主な構成員 33名 区長、副区長、民生委員、公民館、保護司会、婦人会、寿会、社協理事等	
第7支部	須永治男	○主な構成員 55名 区長、副区長、民生委員、公民館、子ども会、学校、農協、青少推、寿会、環境保健、安全協、母子保健、消防団、交番、保育園、体協、遺族会、母子会、保護司、体協等	
第8支部	角田好二	○主な構成員 約70名 第8支部理事、評議員、サロン代表、通いの場代表、地域住民等	
第9支部	阿部眞靖	○主な構成員 40名 区長、副区長、民生委員、公民館、寿会、PTA、遺族会、安全協、青少推、育成会、母子保健、保護司、消防団、体協、母子会、結婚相談員、社協理事等	

（２）取り組み内容

第六次 地域福祉活動計画策定に伴い各支部別に、地域福祉活動計画に対しての共通理解を図るための「準備会」を開催し、その後、支部の実情に合わせたの策定会議を開催いたしました。策定会議は、各支部別に地域の困りごと等を整理し、その困りごとに対しての解決方法、そして、その解決に関係する支援者や協力者のリスト化を図りました。今後、各支部別に地域内での課題に対して、必要に応じて課題解決を目的とした仮称：地域福祉活動推進会議を推進していきます。



□第六次地域福祉活動計画策定名簿(支部別)

社協館林支部

No	氏 名	役職・区分
1	尾花 潔彦	会長(本町二丁目西区長)
2	三田 正信	副会長(本町一丁目区長)
3	小菅 信	副会長(城町南区長)
4	野本 弘美	世話人(第一民児協会会長)
5	兵藤 芳子	世話人(第二民児協会会長)
6	手島 和雄	委員(仲町南区長)
7	吉永 正	委員(朝日町南区長)
8	田口 正夫	委員(第二民児協副会長)
9	芳賀 紳一	委員(尾曳町区長)
10	谷田部光子	委員(第一民児協副会長)
11	永井 純一	委員(代官町区長)
12	堀越 進	委員(本町四丁目区長)
13	横山 哲也	委員(本町二丁目東区長)
14	関口 彰	委員(本町三丁目区長)
15	金子 毅	委員(千代田町区長)
16	野本 直彦	委員(富士見町区長)
17	太田 敏雄	委員(栄町区長)
18	麦倉 晃	委員(西本町南区長)
19	美良山恭三	委員(西本町北区長)
20	石井 康夫	委員(仲町北区長:中部公民館活動推進委員会委員長)
21	松村 良章	委員(台宿町区長:青少年育成推進員連絡協議会会長)
22	北村 忠男	委員(広内町区長)
23	落合 進	委員(朝日町北区長)
24	熊谷 直人	委員(大手町区長)
25	渡邊 一明	委員(城町北区長)
26	鈴木 康仁	委員(大街道区長)
27	野村 博久	委員(岡野南区長)
28	渡邊 満子	委員(第一民児協)
29	横山紀美子	委員(第二民児協)
30	坂本 敏広	委員(中部公民館館長)
31	谷田貝 勝	委員(城沼公民館館長)
32	宇部 賢司	委員(第一小学校子ども会育成団体連絡協議会会長)
33	長谷川 洋	委員(第一小学校 教頭<公民館活動推進委員)
34	長谷川俊一	委員(第一小区PTA会長)
35	矢野 肇	委員(南部地区寿連合会会長)
36	金子 壽昭	委員(環境保健委員<中部ブロック代表>)
37	小島 美恵	委員(母子保健推進員協議会副会長)
38	中島 久征	委員(第2分団 分団長)
39	二十里 登	委員(駅前交番所長)

社協第三支部

No	氏 名	役職・区分
1	市川 昭一	支部長(若宮区長)
2	谷津紳一郎	副支部長(郷谷区長)
3	渡邊 孝一	副支部長(瀬戸谷区長)
4	宮田 文雄	副支部長(加法師区長)
5	加藤 正信	本郷副区長
6	山本 善保	新田副区長
7	村田比佐夫	丸屋敷副区長
8	中島 竹雄	細内副区長
9	濱野 貞夫	千塚副区長
10	栗原 輝	田谷副区長
11	飯塚 白	四ツ谷副区長
12	佐々木 忍	若宮副区長
13	石田 稔	会計(若宮副区長)
14	川上 晃彦	瀬戸谷南副区長
15	飯塚 慶子	監事(瀬戸谷北副区長)
16	森田 幸資	監事(加法師副区長)
17	田村 佳代	書記(民生委員・児童委員:会長)
18	塚田 了右	民生委員・児童委員(副会長)
19	加藤千恵子	民生委員・児童委員
20	濱野 吉一	民生委員・児童委員
21	中里 芳江	民生委員・児童委員
22	村上 貞子	民生委員・児童委員
23	室田ゆみ子	民生委員・児童委員
24	田沼 咲枝	民生委員・児童委員
25	宮村 陽子	民生委員・児童委員
26	石島 勝	主任児童委員
27	岩瀬 安弘	郷谷公民館長

社協第四支部

No	氏 名	役職・区分
1	田沼 雪雄	大島区長(支部長)
2	吉丸 嘉明	リバーサイド大島区長
3	木村 敏雄	大島町副区長
4	飯塚 幸一	大島町副区長
5	松島 勝	大島町副区長
6	山本 登	大島町副区長
7	山本 繁雄	大島町副区長
8	清水 良雄	大島町副区長
9	鳥羽喜八郎	大島町副区長
10	山岸 雅彦	リバーサイド大島副区長
11	小倉 章	民生委員
12	渡邊 弘行	民生委員
13	早川 愛子	リバーサイド民生委員
14	小野 晴美	民生委員
15	松本巳智子	主任児童委員
16	大塚 一弘	保護司
17	鳥羽 春美	更生保護女性会
18	関根 梅雄	身障者更生会
19	羽角 道隆	大島公民館長

社協第五支部

No	氏 名	役職・区分
1	橋本 文夫	支部長・区長
2	中島 吉克	区長
3	小林 康男	区長
4	阿部 博	区長
5	半田 一男	区長
6	小川 昇	区長
7	松本 孟典	区長
8	飯塚 房雄	副区長
9	笠原 久男	副区長
10	三輪 龍雄	副区長
11	中川 文男	副区長
12	渡辺 清一	副区長
13	中里 久男	副区長
14	石井新太郎	副区長
15	瀧辺 英雄	副区長
16	増山 恵	副区長
17	松本 充弘	副区長
18	村田 泰子	赤羽代表民生委員
19	橋本 初代	民生委員
20	増田 安子	民生委員
21	三輪みよ子	民生委員
22	根岸 優祐	民生委員
23	福澤 英子	民生委員
24	岡田ノブ子	民生委員
25	渡邊 尚子	民生委員
26	半田 秀子	民生委員
27	小川 英子	民生委員
28	小林 俊子	民生委員
29	半田 久美	主任児童委員
30	渡辺 良乃	主任児童委員
31	川島 雅之	赤羽公民館長
32	葭葉 裕子	母子保健推進員
33	中島 直美	五小子育連会長
34	塩田 正	赤羽福寿会連合会会長
35	荒井 實	羽附旭町ふれあいサロン代表
36	岩田 繁	保護司

社協第五支部

No	氏 名	役職・区分
37	堀口 哲哉	消防団分団長（保護司）
38	鳥羽 義昭	赤羽代表環境保健委員
39	須永 文男	安全協会赤羽支部長
40	渡辺久一郎	体育協会赤羽支部長
41	前原 末子	高齢者あんしん相談センター
42	早川 勉	市社会福祉協議会監事

社協第六支部

No	氏 名	役職・区分
1	小島 光雄	支部長(区長)
2	中嶋 直一	副支部長(区長)
3	松本 義昭	副支部長(区長)
4	内田 靖人	副支部長(民生委員)
5	内藤 敏男	監査(区長)
6	岡部 善次	理事(区長)
7	栗原 留吉	理事(区長)
8	矢島 勇	理事(区長)
9	新井 正昭	理事(区長)
10	亀山 規男	理事(区長)
11	野村 和利	理事(区長)
12	小山 克行	理事(区長)
13	神田 廣	理事(区長)
14	阿部 隆	理事(区長)
15	梁瀬 充治	理事(区長)
16	岡部 さか江	評議員(民生委員)
17	原 賢二郎	評議員(民生委員)
18	箕輪あや子	評議員(民生委員)
19	柴木 猛	評議員(民生委員)
20	赤坂 政江	評議員(民生委員)
21	釜島 英子	評議員(民生委員):婦人会代表
22	小貫 良子	評議員(民生委員)
23	荒井 由美	評議員(民生委員)
24	江藤 よう子	評議員(民生委員)
25	荒井 里子	評議員(民生委員)
26	鎗田 貴雄	評議員(民生委員)
27	大谷 英子	評議員(民生委員)
28	岡野 陽子	評議員(民生委員)
29	奈良芳志則	評議員(保護司会代表)
30	山根 トミ	評議員(母子寡婦会代表)
31	須永 和子	評議員(永寿クラブ連合会代表) 社協理事
32	吉田 悦子	六郷公民館長
33	吉田 健人	六郷公民館主事

社協第七支部

No	氏 名	役職・区分
1	須永 治男	支部長（区長）
2	津久井正巳	副支部長・会計（区長）
3	坂本 充弘	副支部長・書記（区長）
4	坂本 俊幸	副区長
5	荒川 高志	副区長
6	荒川 清	副区長
7	江森 英夫	副区長
8	石川 敏雄	副区長
9	岩崎 里美	副区長
10	河野たず子	書記（民生委員・児童委員）
11	松澤 瑞枝	会計（民生委員・児童委員）
12	川島はるみ	民生委員・児童委員
13	荒川 初江	民生委員・児童委員
14	川島 淑江	民生委員・児童委員
15	三田 得雄	民生委員・児童委員
16	茂木 広美	主任児童委員
17	金子 純子	主任児童委員
18	峰岸 一弘	三野谷公民館長
19	須永 和男	保護司
20	吉間 常明	保護司
21	宮永 忠幸	第七小学校長
22	家泉 均	第三中学校長
23	青木 央子	特支学校長
24	小澤 孝夫	高特支学校長
25	長柄 和永	保育園長
26	三田庄一郎	農業委員
27	岩瀬弥太郎	農地利用最適化推進委員
28	荻原 文雄	農協監事
29	江森 富夫	農協組合長
30	飯塚 博之	農協支所長
31	荒川 和夫	農共委員長
32	川島 生枝	更生会長・やまぶきの会長
33	関口 忠男	青少対会長
34	大塚 均	体協支部長
35	高橋 正樹	子育連会長
36	富澤 遼輔	P T A会長
37	川島 榮一	栄寿連会長
38	斉藤 俊明	青少推幹事

社協第七支部

No	氏 名	役職・区分
39	松澤 恒雄	交安協会長
40	川島 毅	環境委員長
41	島野 克	遺族会長
42	岩瀬佐代子	母子保健員
43	久保田清美	わかくさの会
44	金子由紀恵	わっくさの会
45	三田 陸	身体障害者更生会三野谷支部長
46	江森 貞子	母子会長
47	島田 泰弘	消防分団長
48	金子 享	近藤交番
49	岩佐 哲也	公民館
50	竹林さや夏	公民館
54	石川 正一	新田ふれあいサロン
55	須永 丈夫	野辺いきいきサロン／農地利用最適化推進委員

社協第八支部

No	氏 名	役職・区分
1	小島 當史	高根区長
2	角田 好二	高根つつじの区長
3	清水 良男	西高根区長
4	新井 雅温	成島南区長
5	荻野 康男	大谷区長
6	橋本 賢一	赤土区長
7	熊倉 慶一	北成島区長
8	長澤 正明	松沼区長
9	柿沼 義則	木戸区長
10	福田 連一	日向区長
11	田村 泰子	民生児童委員会長(日向町)
12	小島 早苗	民生児童委員副会長(木戸町)
13	四十物敏明	民生児童委員副会長(高根町)
14	落合 知子	民生児童委員(高根つつじ野)
15	石島 隆子	民生児童委員(大谷町)
16	沖田 俊道	民生児童委員(成島南)
17	小林 信	市議会議員
18	原 精一	市体協多々良支部長
19	斉藤 孝	多々良寿連合会長
20	嶋田 ヨシ子	多々良婦人会会長
21	境 衣代	市母子保健推進委員・副会長
22	井野口勝則	市議会議員
23	高橋 重行	高根副区長
24	青木 国彦	高根つつじ野副区長
25	野村幸四郎	成島南副区長
26	遠藤 文夫	大谷副区長
27	佐瀬 正博	北成島副区長
28	小沼 章	松沼副区長
29	木島 健司	西高根副区長
30	川島 久典	木戸副区長
31	福田 健一	日向副区長
32	小川 敬夫	赤土副区長
33	菅沼 輝美	民生児童委員(西高根町)
34	入澤 みどり	民生児童委員(西高根町)
35	木島 利枝	民生児童委員(西高根町)
36	新井 孝子	民生児童委員(高根町)
37	諏訪美智代	民生児童委員(高根町)
38	水野 和博	民生児童委員(高根つつじ野)
39	富樫 みち子	民生児童委員(成島南)

社協第八支部

No	氏 名	役職・区分
40	西川枝美子	民生児童委員(成島南)
41	野村 一郎	民生児童委員(成島南)
42	津布工佳子	民生児童委員(成島南)
43	井野口秀子	民生児童委員(成島南)
44	内田眞理子	民生児童委員(成島北)
45	小島美恵子	民生児童委員(成島北)
46	小林 満春	民生児童委員(成島北)
47	小林 信子	民生児童委員(松沼町)
48	荻野 光子	民生児童委員(松沼町)
49	小沼 洋子	民生児童委員(松沼町)
50	山口たみ子	民生児童委員(大谷町)
51	菊地 泰子	民生児童委員(大谷町)
52	山田 彌生	民生児童委員(赤土町)
53	田沼 幸子	民生児童委員(赤土町)
54	吉田 知子	民生児童委員(日向町)
55	青山 京子	民生児童委員(日向町)
56	松本 淳子	主任児童委員(成島南)
57	亀田紀美江	主任児童委員(日向町)
58	野村 秀行	多々良公民館長
59	鈴木 芳男	多々良中学校校長
60	関野 利男	第八小学校校長
61	新島 邦彦	第十小学校校長
62	前原 穰村	多々良寿連合会副会長
63	小林 但弥	体協多々良支部事務局長
64	相場 唯男	青少推多々良地区代表
65	秋葉 喜子	八小子ども会育成会代表
66	宮澤 明良	十小子ども会育成会代表
☐ サロン代表者		
☐ 通いの場代表		
☐ 地域住民等		

社協第九支部

No	氏 名	役職・区分
1	岡村 一男	館林市議会議員
2	青木 幸雄	館林市議会議員
3	原 真理子	第九小学校長
4	菅原 弘美	渡瀬保育園長
5	酒井 一好	渡瀬公民館長
6	阿部 眞靖	足次町区長
7	田村 文雄	渡瀬南区長
8	家富 秀和	渡瀬北区長
9	金子 一	足次町北副区長
10	加藤 信次	足次町南副区長
11	田沼 宏	大新田町副区長
12	鈴木 久雄	小新田副区長
13	宮田 一郎	上早川田町副区長
14	木下友三郎	傍示塚町副区長
15	赤坂 貞夫	岡野町副区長
16	谷津 恵二	下早川田町副区長
17	堀越 一孝	渡瀬地区民生委員児童委員会長
18	赤坂 澄江	渡瀬地区民生委員児童委員
19	青山 初男	渡瀬地区民生委員児童委員副会長
20	飯島美恵子	渡瀬地区民生委員児童委員
21	山崎 剛	渡瀬地区民生委員児童委員
22	高坂めぐみ	渡瀬地区民生委員児童委員
23	木村 正江	渡瀬地区民生委員児童委員
24	飯塚 秀芳	主任児童委員
25	川島 京	主任児童委員
26	川島 陽子	保護司
27	伊東 俊道	保護司
28	鴫崎 重美	渡瀬地区寿連合会長
29	吉永 正行	第九小学校PTA会長
30	山口 勝己	渡瀬遺族会長
31	木村 桂生	館林市体育協会渡瀬支部長
32	宮田 清治	青少年育成推進員協議会代表幹事
33	荒井 雅男	館林交通安全協会渡瀬支部長
34	赤坂 清一	渡瀬北栄会長
35	青木 雄哉	館林消防団第10分団長
36	坂田 仁	第九小学校区子育連会長
37	田中 りえ子	母子保健推進協議会
38	川島 洋子	渡瀬母子会長
39	濱野 清子	結婚相談員
40	栞原 幹也	ヴァレージュ施設長

□地域の困りごとと結果(相談窓口:支援者・協力者調査)

<社協館林支部>

高齢者分野

相談内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
一人暮らし高齢者の男性の施設利用の相談。	区 長			区長 民生委員		地域包括支援センター、施設職員
一人暮らし高齢者の女性の日常生活の支援。	区 長	娘	隣組	区長・副区長 民生委員		病院
一人暮らし高齢者の男性の在宅サービスの調整。	区 長	弟		区長 民生委員		介護保険サービス事業所、地域包括支援センター
一人暮らし高齢者の男性の不規則な生活の改善。	民生委員		隣組	区長・副区長 民生委員		病院
老健施設に入所中に、他の病院等から薬をもらいたいとの相談。	民生委員			区長 民生委員		地域包括支援センター、施設(ケアマネージャー)
認知症もある一人暮らし高齢者の女性の生活費が不足して大変との相談。	民生委員	従兄		区長 民生委員		地域包括支援センター、病院
二人暮らし高齢者の男性より、日常生活の支援。	民生委員		隣組	区長・副区長 民生委員		地域包括支援センター
外国人(韓国籍)で、一人暮らし高齢者の女性の金銭問題	民生委員	兄弟		民生委員		行政(生活保護係)
一人暮らし高齢者より、自宅のお風呂が故障したため、毎日の入浴に困っている。	民生委員			区長 民生委員		行政
一人暮らし高齢者が外出の手段に困っている。(タクシー券不足)	民生委員		隣組	区長 民生委員		行政
近所付き合いのない一人暮らし高齢者が、病気になったときが不安との相談。	民生委員			民生委員		地域包括支援センター

子ども分野

相談内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
小・中学校の子どもをもつ親から(SNS・メール・ライン)の利用問題。	青少推	親			青少推	

<社協第三支部>

高齢者分野

相談の内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
87歳一人暮らし高齢の女性の徘徊問題。	区 長	妹		区長 民生委員		地域包括支援センター／介護施設／行政
高齢者の運動能力の低下によりグラウンドゴルフを辞めたいとの相談がある。	副区長			区長・副区長 民生委員	グラウンドゴルフ支部役員／支部メンバー	
高齢の兄弟3人仕事をしていない家庭の生活面が心配。	副区長			副区長 民生委員		ケアマネージャー
近所付き合いのない男性の一人暮らし高齢者の日常生活が心配。	民生委員	兄		区長 民生委員		ケアマネージャー
身体の不自由な高齢の妻との二人暮らし問題。	民生委員			区長 民生委員		地域包括支援センター

地域分野

相談の内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
必要とする場所への信号機の設置。	区 長		住民	区長 副区長		警察／県議
破損している交通標識の修理。	区 長			区長 副区長		行政
危険な個所への防犯灯の設置。	区 長			区長		行政
樹木の関係で、防犯灯が正しく機能していない。	区 長			区長		国／管理者
木の枝が折れ道路をふさいでいるため危険。	副区長			区長 副区長		行政
高齢化及び一人暮らしの家庭が増え、組長当番の遂行が困難となっている。	副区長		隣組 組長	区長・副区長 民生委員		
地域内道路の整備(除草)	副区長			区長 副区長		行政
近所付き合いもない一人暮らしの女性宅からの道路への枝の障害。	副区長		住民	区長 副区長		地域住民／区長
空き家問題。	民生委員			区長 民生委員		行政

<社協第四支部>

高齢者分野

相談の内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
高齢者の買い物支援。	地区役員等			区長 民生委員		
ひとり暮らし高齢者の見守り及び声かけ。	地区役員等			区長 民生委員		
高齢者、生活弱者への緊急時の対応	地区役員等			区長 民生委員		

子ども分野

相談の内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
児童の登下校時の見守り。	地区役員等			区長会	寿連合会／ PTA／育成会	
児童の安全を守るため、地域の方々の協力体制。	地区役員等		地域住民			公民館

地域分野

相談の内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
地域内に新たなサロンの増設を働きかける。	地区役員等			地区区長	寿連合会／ 地区会長	
認知症の方を地域で温かく見守る意識を高める。	地区役員等				大島手つなぎ隊	施設
地域での子どもと高齢者の交流を図っていく。	地区役員等				大島手つなぎ隊	学校

<社協第五支部>

高齢者分野

相談内容	相談窓口	ネットワーク(支援リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関
高齢者の免許証の返納について	民生委員			区長・民生委員	安全協協会	免許返納アドバイザー
一人暮らし高齢者の日常生活支援	民生委員			民生委員		地域包括支援センター
高齢者二人暮らしの日常生活支援	民生委員			民生委員		地域包括支援センター
高齢者のごみ問題	民生委員			区長・民生委員	環境保健委員	行政
高齢者の外出支援	民生委員		隣組	区長・民生委員		地域包括支援センター
高齢者の生活費の問題	民生委員			民生委員		行政

障がい者分野

相談内容	相談窓口	ネットワーク(支援リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関
障がいのある家族の金銭問題	民生委員			民生委員		児童相談所、相談 支援ほっと、行政、社協
障がい者のための駐車場の確保	民生委員			民生委員		行政

子ども分野

相談内容	相談窓口	ネットワーク(支援リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関
小学生の女子児童の不登校の問題	主任児童 委員			主任児童委員 民生委員		学校
小学生の男子児童の不登校の問題	主任児童 委員			主任児童委員 民生委員		学校
小学校の児童の登校班の問題	主任児童 委員			主任児童委員		学校

地域分野

相談内容	相談窓口	ネットワーク(支援リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関
空き家からの道路への雑木等の枝問題	区長		隣組	区長・民生委員	環境保健委員	行政
放置状態の畑の問題	区長		隣組	区長		行政
通学路の道路が未整備のため危険	区長		隣組	区長		行政
地域のゴミ出し問題	区長		隣組	区長	環境保健委員	行政
空き家問題	区長		隣組	区長	環境保健委員	行政
地域に住む外国人との関わり問題	民生委員		隣組	区長・民生委員		行政

<社協第六支部>

高齢者分野

相談の内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
一人暮らし高齢者の認知症の問題。	民生委員		近隣住民	民生委員		地域包括支援センター
高齢者二世帯で、妻が施設、夫が在宅生活の問題。	民生委員			民生委員		地域包括支援センター
高齢者二世帯で、夫が認知症により周りに迷惑行為がでてきている。	民生委員		近隣住民	区長 民生委員		地域包括支援センター／サービス事業者／警察

子ども分野

相談の内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
子供の不登校、経済の問題、生活問題。	区 長			区長 民生委員		各専門機関／学校／行政等

地域分野

相談の内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
集合住宅のゴミ捨て場のルールについて	民生委員		近隣住民	区長 民生委員	環境保健 委員 危険物担 当者	行政

<社協第七支部>

高齢者分野

相談の内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
隣組長の選任が高齢により、困難な世帯あり。	区 長			区長 民生委員 支部役員		
一人暮らし男性の問題行動があり困っている。	民生委員			区長 民生委員		交番
女性の高齢者のごみ出しが困難になっている。	民生委員		地域住民	区長・副区長 民生委員		
高齢の女性から、次男が仕事をしないので困っているとの相談。	民生委員	親		民生委員		ハローワーク／行政
足腰が不自由で、生活に支障がある。	民生委員			民生委員		地域包括支援センター
高齢によりボランティアの会員（読み聞かせボランティア）が増えない。	住民		ボランティア		P T A	学校（保護者）

地域分野

相談の内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
最近、地域に空き家が増えており心配である。	民生委員			区長・副区長 民生委員		行政
隣組に加入しない、男性の一人暮らしで隣り組に加入しないひきこもり傾向の方がいる。	民生委員	親		区長・副区長 民生委員		
地域の行事を行う際、参加者が少ない。	青少推			区長 民生委員	青少推	学校／公民館
中学生の遅い部活帰りが心配。	住民			区長 民生委員		学校
買い物に不自由である。	住民		地域住民	区長 民生委員		行政
地域住民が話し合う場や時間がない。	住民			民生委員		地域包括支援センター／行政／社協

子ども分野

相談の内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
子どもが少ないなっている。	住民		地域住民	区長 民生委員		行政
子ども達の登下校の見守り隊の高齢による継続が困難。	住民		ボランティア		P T A	学校（保護者）

<社協第八支部>

高齢者分野

相談の内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
認知症の方が一日に何回も訪ねてくる。	地区役員等					地域包括支援センター
高齢のため、班長(組長)の仕事に支障。	地区役員等		隣組			
高齢のため、ごみ当番が出来ない。	地区役員等		隣組			
高齢者と、若い世帯の方と話が合わない。	地区役員等		住民・隣組			
免許返納し場合、行動に制限がでてしまう。	地区役員等					行政
小学校の下校時見守り隊が高齢化で大変。	地区役員等		住民			
一人暮らし高齢者の安否確認が心配である。	地区役員等		住民・隣組			
介護保険の未加入者の問題への対応。	地区役員等					行政
買い物難民が居る。	地区役員等		住民			行政、公民館地区
回覧物が読めない(内容がわからない)	地区役員等		隣組			
高齢で、庭の草とりや木の剪定が出来ない。	地区役員等		住民・隣組			

障がい者分野

相談の内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
障がい者の方の接し方がわからない。	地区役員等		住民・隣組			
発達障害の知識が無い。	地区役員等					行政

子ども分野

相談の内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
児童、生徒(中学生)の下校時の安全に不安。	地区役員等		住民			
少子化により、これからの地域活動に不安。	地区役員等		住民			
子どもが病気になった時の地域医療に不安。	地区役員等					行政
子ども(乳幼児)を遊ばせる場がわからない。	地区役員等					公民館地区
子ども達に昔遊びや将棋等を教えて欲しい。	地区役員等					公民館地区
子どもの勉強を見てあげる場。	地区役員等					行政
小学校の空き教室や校庭の利活用。	地区役員等					行政
学童クラブの子ども達への教育・遊びが心配。	地区役員等					行政

地域分野

相談の内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
地域のイベント等への参加者が少ない。	地区役員等		住民			
世代を超えた活動が少ないと思う。	地区役員等		住民			
地域活動へ非協力者が多く問題。	地区役員等		住民			
ふれあいサロンの活動内容。	地区役員等		住民			
参加したい団体がわからない。	地区役員等					公民館地区
不登校の子ども情報の情報がわからない。	地区役員等		住民			
人と接する機会が少ない。	地区役員等			民生委員		
道路際の草木が邪魔で車が通りにくい。	地区役員等		住民			行政
空き家の草木の管理、空き家の利活用。	地区役員等		住民・隣組			
人とのコミュニケーションの在り方。	地区役員等		住民・隣組			
ゴミ屋敷の問題がある(一人暮らし)	地区役員等		住民			行政
区(組)に入っておらず、状況不明な方がいる。	地区役員等		住民・隣組			
近所づきあい、地域の連帯感が希薄である。	地区役員等		隣組			
ごみ出しのマナーが悪い人がいる。	地区役員等		隣組			
地区の役員のなり手がいない。	地区役員等		住民			
話し相手が欲しい。	地区役員等		住民			
周りの人に迷惑を掛けたくない。	地区役員等		住民・隣組			
皆が集まる場所(通いの場)があると良い。	地区役員等		住民			
認知症の方のケアをどのように取り組むか。	地区役員等		住民			地域包括支援センター、ケアマネージャー
外国人の方のマナーの悪さが問題。	地区役員等		住民			
地域に支え手となってくれる人が少ない。	地区役員等		住民			
バス停留所が家から遠い。	地区役員等					行政

防災分野

相談の内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
災害時の避難に不安がある。	地区役員等		住民・隣組			
大雨の時に、床下浸水が発生したことがある。	地区役員等		住民			

<社協第九支部>

高齢者分野

相談内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
高齢化が進んでいる。	区 長		住民			行政
高齢者の話し合いの場が少ない。	区 長		住民	区長 民生委員		社協
認知症及び徘徊老人が多い。	区 長		隣組	民生委員		病院、施設、警察、地域包括支援センター
高齢者の夕方の一人歩きが心配。	区 長		住民	民生委員		
ひとり暮らしの高齢者が増えている。	区 長		住民	民生委員		行政
個人情報関係で、高齢者の情報が把握しづらい状態。	区 長	親族	住民	民生委員		地域包括支援センター
地区の寿会の交流会の参加者の減少。	副区長			民生委員		行政
一人暮らし世帯、高齢者世帯の避難計画、緊急時の対応計画が必要。	副区長		隣組	区長 民生委員		行政
ひとり暮らしの高齢者の健康状態が心配である。	保育園		住民	民生委員		行政
高齢者は、車がないので買い物で困る。	保育園		住民	区長		行政
介護が必要な高齢者が増えているが、入所できる施設が少ない。	保護司			民生委員		地域包括支援センター、施設
ごみステーションが遠いため、高齢者が徒歩で出せないケースがある。	保護司			区長	環境保健委員	行政
高齢のため、敷地内の雑草や木々がのび手入れができない家が増えている。	保護司			区長 民生委員		
地域包括ケア会議が、地域福祉活動計画にどうかかわるか。	学 校		地域			行政、社協

障がい者分野

相談内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
障害がある方にどこで段階で手助けをするのか。	区 長	親族	住民			専門機関等
障がい者が、本当に手助けを求めているのか。	区 長	親族	住民			
障がい者の交流の場がない。	区 長		住民			行政
家族が隠れがち、本人はひきこもりがちになり、他人との接触がとれない。	区 長		住民	民生委員		行政
障害に関する更新、申請の手続きが複雑すぎる。	副区長	親族				行政
障害がある場合、市役所のトイレ(車イス用)段差を越えるのが大変苦慮する。	副区長			区長		行政
金融機関のATMの画面が車イスだと光って見えない。	副区長					金融機関
障がい者が、家に引きこもりがちになっている。	保育園			民生委員		行政

障がい者分野

相談内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
障がい者の悩み事相談を誰がどこに繋げるのか。	学 校			民生委員		行政
障害のある方の幼児期から学童期それ以降の一貫した支援と連携。	学 校					専門機関／行政等
地域にどういった障がい者がいるのか不明。	民生委員			民生委員		行政
道路の段差等、バリアフリーに不備が見られる。	民生委員			区長		行政

子ども分野

相談内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域	地区役員	団体長	公的関係機関等
子どもの登下校時が心配。	区 長				PTA、青少推	学校
秋口には道路の草、木等が通学路を支援している。	区 長		住民	区長		行政
子どもの減少	区 長					行政等
通学路の安全確保。	区 長		住民			行政、警察等
子ども同志のお付き合い、交流の場が少ない。	区 長			区長	育成会	
児童が減少に伴い、育成会の存続が無くなる。	副区長		住民			行政
育成会の従来の活動が、父兄に重圧になっている。	副区長		住民		育成会	行政
歩道上に樹木の枯れ枝の落下。	副区長		住民	区長		行政
積雪後、歩道橋の凍結あり。	副区長		住民			行政
子どもが少なくなっている。	保育園					行政
公園など子どもの遊び場がない。	保育園			区長		行政
児童の交通マナーがよくない。	PTA				PTA	学校／警察等
地域で子どもたちをどう育てていくか。	学 校		住民			学校

<社協第九支部>

地域分野

相談内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域住民	地区役員	団体長	公的関係機関等
空き家、空き地の問題。	区 長		隣組	区長		警察／消防／行政等
地区の外国人が多くなり、コミュニケーション問題。	区 長		住民	区長		行政
設備の整った総合病院がない。	区 長					病院／行政
福祉に関する寄付が地域にどう還元されているのか。	区 長		住民			社協
地域内で少子化、高齢化が進んでいる。	副区長		住民			行政
道路へのゴミ捨てが多い。	副区長			区長		行政
交通量が多く、道路が狭いため危険を伴う。	副区長			区長		行政
地区役員の担い手不足。	副区長		住民	区長		行政
20代～50代位の人の集まりがない。	保育園		住民			行政
外国籍の貧困家庭、虐待事業等様々な課題が見られる。	学 校			区長 民生委員		専門機関等
サロン等集いの場が、十分でない。	民生委員		住民			社協等

防災分野

相談内容	相談窓口	ネットワーク(支援者リスト)				
		家族	地域住民	地区役員	団体長	公的関係機関等
災害時、情報の収集が心配である。	区 長		住民			行政
局地的大雨が日常化している。	区 長		住民			行政
ダムの放流は、どの段階でするのか。	区 長					行政／関係機関等
近隣の、河川の氾濫問題。	区 長					行政／関係機関等
災害時、高齢者への呼びかけをどうするか。	区 長		住民			行政
防災グッズを揃えたいが高額なので準備できない。	区 長		住民			関係機関等
高齢者の防災上の避難の具体的方策がない。	区 長		隣組	民生委員		
災害時の避難計画を、どこまで周知するのか。	副区長		住民	区長 民生委員		行政
避難勧告が出た時の伝達方法及び避難方法。	保育園		住民 隣組	区長 民生委員		行政
学校の災害時の備蓄品の確認。	PTA				PTA	学校
消防団員不足。消防団員の高齢化。	消防団		住民	区長	消防団	
避難困難者への対応、マップづくりなどの必要性。	学校		住民 隣組	区長		
避難弱者の公のデーターがない。	民生委員			区長		行政等



社協第九支部策定会議



社協館林支部策定研修会(グループ 討議)

□地域の困りごと結果（相談窓口：支援者・協力者調査〈全体集計表〉）

相談区分		高齢者	障がい者	子ども	地域	防災	計
相談窓口	区長	17	5	8	28	10	68
	副区長	6	3	15	8	3	35
	民生委員	38	5		15	3	61
	主任児童委員			3			3
	保育園	2	1	2	1	2	8
	学校	1	2	1	1	1	6
	保護司	3		1		1	5
	消防団					1	1
	住民			2	3		5
	安全協会	1					1
	青少推			1	1		2
	PTA			1		1	2
相談件数		68	16	34	57	22	197
ネットワーク （支援者等）	区長	34	3	12	24	6	79
	副区長	7			5		12
	民生委員	57		9	22	7	95
	主任児童委員			2			2
	支部役員	2					2
	地域包括支援センター	23			3		26
	ハローワーク	1					1
	介護サービス事業所	3			1		4
	ケアマネジャー	1			1		2
	訪問看護	1					1
	施設	7					7
	学校	1		9	2	1	13
	寿連合会			1	1		2
	児童相談所		1	1			2
	スクールカウンセラー			2			2
	相談支援ほっと		1				1
	PTA	1		2	1		4
	育成会			3			3
	青少推			2			2
	警察	4		3	1		8
	消防				1		1
	免許返納アドバイザー	1					1
	病院	5			1		6
	ボランティア	1			1		2
	環境保健委員	1			4		5
	危険物担当者				1		1
	公民館	1		2	2		5
	大島手つなぎ隊				2		2
	金融機関		1				1
	関係機関		2			3	5
	地域住民	25	5	8	20	17	75
	家族	15	3	2	3		23
	行政	20	10	20	23	9	82
	社協	2	1	2	2		7
計		213	27	80	121	43	484

〇〇地区わがことネット（仮称）設置要領

（目的）

第1条 この要領は、地域のさまざまな福祉課題の窓口となり、その解決のため調整することを目的に「〇〇地区わがことネット」（仮称）（以下「わがことネット」と称する。）を設置するに必要な事項を定める。

（名称）

第2条 名称は、〇〇地区わがことネットと称する。

（組織）

第3条 わがことネットは、地区の区長、副区長、民生・児童委員、その他地区役員等で組織する。

2 わがことネットに、当該者の親族を参加させることができる。

3 わがことネットに、市、公民館、保健所、交番、消防団、包括支援センター、各種団体長など関係者を参加させることができる。

4 わがことネットに、地区の医師、看護師、保健師、介護士、保育士、防災士、消防士など専門職や有資格者を参加させることができる。

（設置と招集）

第4条 わがことネットは、必要に応じて地区の区長が設置し招集する。

2 わがことネットは、概ね次により招集する。

ア 区長や地区役員等が、地域住民から生活困窮、高齢者支援、障がい者支援、家庭問題及び子育て支援などの福祉に関する問題の相談を受け、その解決に協議が必要なとき。

（役割）

第5条 わがことネットは、概ね次のことを行う。

ア 関係者による解決のための調整会議。

イ 関係者及び関係機関と連携した解決のための対策

（報告）

第6条 わがことネットは、相談の課題が解決した時、地域福祉活動推進会議（社協第〇支部）へ実績を書面にて報告する。

（解散）

第7条 わがことネットは、地域福祉活動推進会議の終了をもって解散する。

（委任）

第8条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、地域福祉活動推進会議が別に定める。

附則 この要領は 〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

館林市社会福祉協議会第〇支部 地域福祉活動推進会議 設置要項

（目的）

第1条 この要項は、「誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざしたつながりのある福祉のまちづくり」を目的とした館林市社会福祉協議会第六次地域福祉活動計画に基づき、地域福祉推進活動会議（以下、「推進会議」という。）を設置し、住民相互の支え合い活動を推進する支部活動を展開することで『我が事・丸ごと「地域共生社会」の実現』を目指すことを目的とする。

（名称）

第2条 名称は、「社協第〇支部 地域福祉推進活動会議」と称する。

（組織）

第3条 推進会議は、社協第〇支部役員及び地区役員、地域団体代表者、地域福祉関係など、概ね下記の区分により30名以内で支部長が依頼する。

- 2 社協役員は、支部長、副支部長、書記、会計など
- 3 地区役員は、区長、副区長、民生・児童委員、母子保健推進委員など
- 4 地域団体代表は、子ども会育成会、婦人会、寿会、公民館利用団体、その他地域団体
- 5 地域福祉関係者は、交番・駐在所、消防団、その他福祉法人、NPO 第二層協議体

（役員）

第4条 推進会議に会長1名、副会長2名、世話人若干名を置く。

- 2 会長は、委員会を代表し総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは代理する。
- 4 世話人は、会の記録及び連絡調整を担当する。

（事業）

第5条 推進会議は、必要に応じ会長が招集し議長となる。

- 2 推進会議は、地区（行政区）ごとに行う次の事業を統括する。
 - （1）地域課題等の相談及び連絡調整に関する事業（以下、「わがことネット」という。）
 - （2）地域課題等の解決を支援する人材の把握及び調整に関する事業（以下、「丸ごとリスト」という。）
 - （3）地域住民が集う「場」や事業の開催
 - （4）その他、目的達成に必要な事業

（事業の内容）

第6条 前条の事業は、次のとおり行う。

- （1）わがことネットは、地区の福祉課題の相談窓口となり、その解決への調整・対策の会議等を次のとおり行う。

- ① わがことネットは、地区の区長、副区長、民生・児童委員、その他地区役員等を中心に組織し、必要に応じて地区の区長が招集する。
 - ② わがことネットに親族、各種団体等の関係者及び専門職等に参加させることができる。
 - ③ わがことネットは、相談の課題が解決した時、推進会議へ所定の様式にて報告する。
- (2) 丸ごとリストは、地区の福祉課題を解決に関わる支援者及び協力者の把握・派遣を次のとおり行うことができる。
- ① わがことネットの調整・依頼により丸ごとリストの登録者を地区及び支部内に派遣することができる。
 - ② 個人情報の取り扱いは、わがことネットで地区及び支部内で活用するものとし本人の同意を得て取得する。その他の取扱に関する事項は、館林市社会福祉協議会個人情報保護規定に準じる。
 - ③ 丸ごとリストは、地区の区長及び推進会議会長が保管管理する。
- (3) 各地区に地域住民が集う「場」や事業の開催を充実させるため次の事業を行う。
- ① ふれあいいきいきサロンや通いの場の設置及び拡充を図る支援
 - ② 世代間交流事業や住民交流事業等の実施を促す支援

(期間)

第7条 推進会議の設置期間は、館林市社会福祉協議会第六次地域福祉活動計画の実施期間とする。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、館林市社会福祉協議会地域福祉課が行う。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要項は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

社会福祉法人館林市社会福祉協議会 事業経歴

年月日	内 容
◇昭和29年5月1日	・ 1 町 7 か村の合併により、任意団体として館林市社会福祉協議会が発足 ・ 心配ごと相談所設置 ・ 小口生活資金貸付事業開始
◇昭和44年2月18日	・ 厚生大臣より法人認可
◇昭和44年3月14日	・ 法人設立登記
◇昭和57年7月1日	・ 事務局長の専任化
◇昭和58年4月1日	・ 老人福祉センター運営管理、ホームヘルパー派遣事業の受託 ・ 会員会費（一般、賛助、特別、法人）制度の導入 ・ 交通遺児育英資金給付事業開始
◇昭和58年10月27日	・ 企画委員会・財政委員会・広報委員会の設置
◇昭和59年6月1日	・ 歩行補助車購入費補助事業の開始
◇昭和59年6月20日	・ ゲートボール場敷砂購入費補助事業の開始 ・ 電話ファックス装置貸与事業の開始
◇昭和60年4月1日	・ 移動入浴サービス事業の受託 ・ 地域福祉活動推進モデル事業の開始 ・ 福祉協力校指定事業の開始 ・ 在宅ひとり暮らし高齢者等給食（会食）サービス事業の開始 ・ 福祉まつり事業の開始 ・ 奉仕者養成講習会事業の受託 ・ 群馬県共同募金会館林市支会移管
◇昭和60年9月1日	・ 盲人ガイドヘルパー派遣事業の開始
◇昭和61、62年度	・ 国庫補助事業「福祉ボランティアの町づくり」の指定（指定期間 2年）

年月日	内 容
◇昭和61年4月1日	・ 会員会費制度の変更（賛助・特別の廃止） ・ 高校生ボランティアスクールの開始 ・ 館林市総合福祉センター建設積立の開始
◇昭和62年4月1日	・ 心身障がい児（者）キャンプのつどいの受託 ・ 寝具乾燥殺菌事業の受託
◇昭和62年6月13日	・ おもちゃの図書館設置
◇平成元年4月1日	・ デイサービス事業の受託（市単） ・ 総合相談（法律・結婚相談）事業の受託 ・ 在宅ひとり暮らし高齢者等給食（会食・配食）サービス事業の受託
◇平成2年4月1日	・ 在宅重度心身障がい者等デイサービス事業の受託
◇平成3年度～7年度	・ 「地域福祉計画―前期基本計画―」の実施
◇平成3年7月1日	・ 国庫補助事業「ふれあいのまちづくり事業」の指定
◇平成4年4月1日	・ 在宅介護者リフレッシュ事業の開始
◇平成5年4月1日	・ 総合福祉センター運営管理の受託 ・ 事務局2係制の導入
◇平成6年4月1日	・ デイサービスセンターの受託（国庫） ・ 尿漏れパット給付事業の受託
◇平成7年4月1日	・ 福祉モニター制度の開始
◇平成8年2月1日	・ 登録ホームヘルパー派遣制度の導入
◇平成8年度～平成12年度	・ 「地域福祉計画―後期基本計画―」の実施
◇平成8年4月1日	・ 一般会費の変更（1 □300円→500円） ・ 手話通訳者派遣事業の受託
◇平成8年7月1日	・ 高根つつじ野ふれあいサロンの設置
◇平成9年4月1日	・ 館林市ボランティアセンターの設置
◇平成10年6月29日	・ 収益事業（館林市総合福祉センター1階売店）の認可

年月日	内 容
◇平成11年10月1日	・ 地域福祉権利擁護事業の受託
◇平成11年11月1日	・ 指定居宅介護支援事業者の指定
◇平成12年3月1日	・ 指定居宅サービス事業者の指定 (訪問介護、訪問入浴、通所介護)
◇平成12、13年度	・ 「地域福祉計画策定モデル地区」指定(全社協)
◇平成12年度～16年度	・ 「新地域福祉活動計画」の実施
◇平成12年4月1日	・ 介護保険事業に参入 (居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護) ・ 基幹型在宅介護支援センターの受託 ・ 福祉作業所の受託
◇平成12年7月1日	・ 住民参加型在宅福祉サービス(ふれあいサービス)事業の開始
◇平成12年7月11日	・ 定款の一部変更 主たる住所：館林市苗木町2452番地の1へ
◇平成13年3月27日	・ 理事定数の変更認可(15名→17名)
◇平成14年4月1日	・ 福祉サービス利用者苦情解決制度の開始
◇平成14年10月1日	・ 住民参加型在宅福祉サービス(一時託児所)事業の開始 一時託児サービス「ぽんぽこらんど」を設置
◇平成15年4月1日	・ 指定身体障害者居宅介護支援事業所の指定 ・ 指定知的障害者居宅介護の指定 ・ 指定児童居宅介護の指定 ・ 障がい者の支援費制度(居宅介護事業)の開始 ・ 事務局グループ制(2グループ)の導入
◇平成15年4月16日	・ 理事定数の変更認可(17名→18名)
◇平成16年度～20年度	・ 「第三次地域福祉活動計画」の実施

年月日	内 容
◇平成16年4月1日	・高額療養費資金貸付制度の開始 ・手話通訳者設置事業の受託
◇平成16年5月1日	・精神障がい者のホームヘルプサービス事業開始
◇平成17年4月1日	・館林市心身障がい児通園事業の受託
◇平成17年5月1日	・担当理事制度の開始
◇平成18年4月1日	・館林市総合福祉センター指定管理の指定 ・地域型在宅介護支援センターの受託 ・事務局3グループ制の導入
◇平成18年3月1日	・指定介護予防支援事業者の指定 ・指定介護予防訪問介護事業者の指定 ・指定介護予防通所介護事業者の指定
◇平成18年10月1日	・障がい者自立支援法に基づく事業の指定 (居宅介護事業、重度訪問介護事業) ・館林市心身障がい児通園事業の開始 ・一般乗用旅客自動車運送事業の開始
◇平成20年4月1日	・介護保険4事業の指定更新 (居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護) ・事務局係制(3係制)の導入
◇平成20年9月26日	・書面表決の変更認可
◇平成21年度～平成25年度	・「第四次地域福祉活動計画」の実施
◇平成22年2月22日	・マスコットキャラクター「た～てん」誕生
◇平成22年4月1日	・事務局課制(3課6係制)の導入
◇平成23年3月4日	・理事定数(18名→15名)／評議員定数(40名→36名) 変更認可
◇平成23年4月1日	・館林市総合福祉センター指定管理の再指定
◇平成24年2月28日	・事業名称等の変更認可

年月日	内 容
◇平成24年3月31日	・老人福祉センター受託終了 ・地域型在宅介護支援センターの受託終了
◇平成24年4月1日	・介護予防3事業の指定更新 (介護予防支援、介護予防訪問介護、介護予防通所介護) ・小規模作業所の館林市福祉作業所から地域活動支援センターへ変更 ・指定障がい福祉サービスの児童デイサービスから、児童発達支援事業の障がい児通園事業に変更
◇平成24年10月1日	・障がい者自立支援法に基づく事業の指定更新 (居宅介護支援、重度訪問介護)
◇平成25年4月1日	・ファミリー・サポート・センター事業の受託
◇平成26年3月31日	・地域活動支援センター（福祉作業所） 受託終了 ・在宅重度心身障がい者等デイサービス 受託終了 ・児童発達支援事業（障がい児通園事業すくすく） 受託終了 ・高額療養費資金貸付事業の終了
◇平成26年4月1日	・介護保険4事業の指定更新 (居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護)
◇平成26年度～30年度	・「第五次地域福祉活動計画策定」の実施
◇平成26年9月1日	・産前産後サポーター派遣事業の受託
◇平成27年4月1日	・地域包括支援センターの受託 (名称：高齢者あんしん相談センター社会福祉協議会) ・介護支援ボランティア事業の受託 ・事務局課制の変更（3課4係制）
◇平成28年4月1日	・館林市総合福祉センター指定管理の再指定 ・事務局課制の変更（4課5係制）

年月日	内 容
◇平成28年6月1日	・地域子育て支援拠点事業を受託 (名称:社会福祉協議会地域子育て支援センターわくわくらんど)
◇平成28年10月1日	・生活支援体制整備事業の受託
◇平成29年4月1日	・理事定数の変更認可(15名→8名) ・評議員定数の変更認可(36名→27名) ・事務局課制の変更(3課5係制)
◇平成29年6月1日	・成年後見制度推進事業の受託
◇平成29年9月18日	・市民後見人養成講座を開催(修了者17名)
◇平成29年9月26日	・認知症カフェ事業を開始(名称:オレンジカフェた〜てん)
◇平成30年2月1日	・たてばやし後見支援センターを開所
◇平成30年4月1日	・介護予防・日常生活支援総合事業の指定 (訪問型、通所型)
◇平成30年4月18日	・法人後見事業を開始
◇平成30年4月26日	・館林市社会福祉法人連絡会の設立
◇平成30年5月31日	・法人後見運営委員会設置 ・たてばやし後見支援センター運営会議設置
◇平成30年8月30日	・法人後見受任
◇平成30年10月1日	・障害者総合支援法に基づく事業の指定更新 (居宅介護、重度訪問介護)
◇平成30年10月6日	・市民後見人養成講座を開催(修了者14名)

館林市社会福祉協議会マスコットキャラクター「た〜てん」



館林市社会福祉協議会 第六次 地域福祉活動計画

平成31年3月発行

【発行】 社会福祉法人 館林市社会福祉協議会

〒374-0043

館林市苗木町2452-1

電 話 0276-75-7111

FAX 0276-75-8111

E-mail tshakyo1@siren.ocn.ne.jp

URL <http://tshakyo.ec-net.jp/>